

東北地方における修験者と権現舞

神田より子

Shugen Practitioners and the Gongen-mai in the Tohoku Region
KANDA Yoriko

はじめに

- ① 獅子舞・権現舞の研究史
 - ② 近世以前の東北地方の状況
 - ③ 近世以降の各地の動向
 - ④ 考察
- 終わりに

【論文要旨】

本論は、山伏神楽・番楽と結びつけて考えられることの多かった権現舞と獅子舞を、その主な担い手であった修験者との関わりの中で考察した。

東北地方では、中世期以降、修験者が地域の人々の依頼に応じて数多くの宗教儀礼を担ってきた。中でも南北朝以降の青森県、秋田県、岩手県、山形県の特定地域では、修験者が自分たちの霞場や旦那場において獅子頭を廻し、祈祷を行うことが宗教活動の大きな分野を占めていた。近世期に修験者が地域に定着すると、宗教活動をさらに広く理解し、受け入れてもらうために、獅子を廻す傍ら芸能が演じられた。これらの地域に広がる芸能の中でも旧南部藩領に属していた岩手県地域で修験者が中心となって演じてきた神楽がある。これを本田安次は山伏神楽と名付けたが、これらの地域でそれに相当する集合名称が存在しなかったことから、これは便利な名称として一人歩きした。しかし秋田県、山形県地域では修験者が主に担ってきた芸能は、地元で比較的古くから使われてきた番楽の名称がそのまま用いられた。また本田の著作に取り上げられなかったが、旧南部藩領の青森県下北半島地域に伝わる能舞も修験の手によって伝えられた芸能であった。

一方、個々の修験者によって担われ、演じられてきた獅子舞だけではなく、一山を構え修験集落を形成してきた地域でも、獅子舞は重要な儀礼と宗教活動の一翼を担っていた。それは一山を形成してきた修験集落が、他の仏教寺院と同じように、法会の後や、任位・任官など僧侶や長官の昇進や就任儀礼の場に、賓客の来臨を得て行われる延年、それに連なる舞楽や田楽ともつながる総合芸能の姿を伝えていたからでもある。すなわち獅子舞は山伏神楽・番楽だけではなく、延年や舞楽とも関わりがあったことが見えてきた。このことは修験者が関わる場の広がりをも示していることになる。そうした場を想定して、今後は修験者が関わってきた儀礼や芸能を再考する必要があるが見えてきた。

(1) 松尾恒一「延年の芸能史的研究」岩田書院 一九九七 二四三―二六五頁、
神田より子「修験道の儀礼と芸能―延年を中心に―」『山岳修験』三二号 日
本山岳修験学会 二〇〇三 一一―二〇頁

はじめに

東北地方では中世期以降、修験者が地域の人々の依頼に応じて数多くの宗教儀礼を担ってきた。一年の災いを祓い、幸いを招く目的で、年の初めに祈祷を行ない、牛玉宝印をはじめさまざまな神札を配札してきた。中でも南北朝以降の青森県、秋田県、岩手県、山形県の特定地域では、修験者が自分たちの霞場や旦那場において獅子頭を廻し、祈祷を行うことが宗教活動の大きな分野を占めてきた。そして近世期になって修験者が地域に定着するようになると、宗教活動をさらに広く理解し、受け入れてもらうために、獅子を廻す傍ら芸能が演じられた。これらの地域に広がる芸能の中でも旧南部藩領に属していた岩手県地域の中で修験者が中心となって演じてきた神楽がある。これを本田安次は山伏神楽と名付けたが、これらの地域でそれに相当する集合名称が存在しなかったこと⁽¹⁾から、これは便利な名称として一人歩きました。しかし秋田県、山形県地域では修験者が主に担ってきた芸能は、地元で比較的古くから使われてきた番楽の名称がそのまま用いられてきた。また本田の著作に取り上げられなかったが、旧南部藩領の青森県下北半島地域に伝わる能舞も修験の手によって伝えられた芸能であった。

本論は修験が伝えたとされる権現舞や獅子舞の変遷、そして修験者が権現舞・獅子舞を通して地域とどのように関わってきたのかを考察し、その上で地域の資料の中から修験者と芸能の関わりを再構成することを目的とする。

①獅子舞・権現舞の研究史

今回対象にするのは、修験者が祈祷の際に神霊の依り代あるいは神霊

の頭われとして用いる聖なる獅子頭である。それ故、この獅子頭を扱ったのは修験者あるいは近世期に修験者と行動をともにしていた歴史を持つ芸能者やそれに近い宗教芸能者であること、また獅子頭が地域の人々から崇拜対象とみなされてきた、あるいは今も信仰の対象となっているものに限定する。そうした観点から見ると、旧南部藩領では権現様と称する獅子頭を言う場合が多いが、秋田、山形など獅子頭を祈祷の際に使ったり、芸能全体を獅子舞と称している地域では、修験者が関与したものであっても権現舞の名称を用いることはなかった。そこで「権現」あるいは「権現舞」の名称を定義し、それに準じた内容を持つ獅子頭と獅子舞を取り上げることとした。

権現は、仏菩薩が衆生を救うために日本の神に姿を変えてこの世に現れたとする平安時代以降の本地垂迹説が基本になっている。修験道では熊野権現や蔵王権現が知られているが、東北地方ではそれらに羽黒権現の信仰も加わって権現信仰が広まった。

熊野権現に限らず、本地垂迹と神仏習合思想の東北地方の一典型として、「権現様」と称する獅子頭を携えた修験者による地域への宗教活動が活発に行なわれるようになったと考えられる。ここでは熊野信仰や羽黒信仰の布教の手段として、東北の修験者は、熊野権現の神霊の現われとして獅子頭を用いた、ということ的前提として話を進めてみたい。

そこで権現舞の研究史の基本ともいえる本田安次著『山伏神楽・番楽』から、これまでの東北地方における獅子舞、権現舞を押さえておこう。本田はこの大著の解説でもある「御神楽と舞曲と」の中で以下のように述べている。「その名を山伏神楽、獅子舞、権現舞、番楽、ひやま等と呼ばれている、一群の古風な舞曲が、北は下北半島から南は最上郡に至る陸奥、陸中、羽後、羽前の奥地に広く分布している。これが主として山伏神楽の名で呼ばれているのは、その東側の陸中陸奥で、もとは主として山伏たちが携わった神楽の要素を多分に含む楽舞がその通称になっ

た。火伏せや悪魔祓いの祈祷に、その奉ずる権現の獅子をまわしつつ、毎年、隔年もしくは三年目毎等にめぐったもので、まわり神楽、通り神楽、あるいは門打ちなどと称した。番楽は主として羽前羽後で、古くはやはり修験の徒が携わったらしい。番楽を獅子舞とも呼ぶのは、獅子の舞が重く見られている故（以下略）⁽²⁾。また獅子舞、権現舞に関して本田は「早池峰神楽」の中で、「獅子を権現とあがめ、この獅子を祈祷のために舞わす神人達の持っていた芸能であつたらしく、それは例えば、「祇園の社家記録（八坂神社叢書）康永二年（一三四二）十月十九日の条に今日御祈師子舞之。恒例春舞之処。依閉門延引。近日開門之間舞之（中略）。猿楽三番仕之。師子者如例於庭上舞之。猿楽之時。召上禮堂云々。白晝師子猿楽。於堂上沙汰無先例」と見えるような獅子猿楽が、山伏の祈祷の方便に仕組みなおされた⁽³⁾と述べている。

獅子舞だけではなく、猿楽三番も演じられていたところに、獅子舞と神楽の結びつきから「山伏の祈祷の方便に組み直されたもの」との意図を読み取ることができよう。山伏神楽・番楽の中でも、芸能そのものの代名詞のように使われている獅子舞・権現舞は、この地方の特徴であり、それが重要視されていたと述べる。そしてその源流として祇園の社家の間で行なわれていた師子猿楽が山伏の祈祷のやり方に通じているとする。山路興造は、本田の用いた一三四二年の記録よりも古く、承安二年（一一七二）には祇園御霊会の神輿途御に師子舞が供奉した『百鍊抄』の記録がある。このことから、師子舞の座は芸能者であると同時に、祇園社の信仰を奉じた宗教者でもあること、師子頭は普段は祇園社に納められていたが、師子頭の権利は家に相伝されていたことを挙げた。山路はこれらは直接的には山伏神楽や番楽の源流ではないとした上で、京都祇園社を本所とした師子舞の座は歴史的にはその本質は芸能の座であったとした。一方山伏神楽や番楽を持ち伝えたのは山岳信仰を奉じた修験という宗教者であり、彼らは本質的には芸能者ではないとして、その間

を埋める資料がほしいという。さらに観応元年（一三五〇）には秋田城之助泰長が熊野修験であつた遍照院に、霞ともいえる獅子の舞場権と熊野牛玉札の配布権を認める寄進状を与えていたことなどから、東北地方では南北朝期に在地の熊野修験達が自分たちの霞で獅子頭をまわし、旦那に牛玉札を配札していた事が伺える。さらに秋田県湯沢市山田の八幡神社には永和二年（一三七六）銘の獅子頭が残り、当地には元天台宗の安楽寺などがあることから、南北朝期に獅子頭を奉じた修験集団が存在した可能性もあるとした⁽⁴⁾。

神田はこの山路の論を引用しつつ、祇園の座と山伏神楽の構造的な近似性は、獅子舞や権現舞の成立には、こうした先行芸能との関わりを考えないわけにはゆかないとした上で、修験者も年齢階梯に伴い、延年や田楽などの芸能を体得する必要があつたこと、東北地方で中世期に栄えた有力寺院には、延年、舞楽、田楽が残っている場合もあり、直接の伝播関係は確定できないが、舞楽に伴う獅子舞と、山伏神楽・番楽に伴う獅子舞の交流関係の再考が必要であると述べた⁽⁵⁾。また山路がいう「祇園の獅子舞の座は歴史的にはその本質は芸能の座であり、山伏神楽や番楽を伝えた修験者は宗教者であつて本質的には芸能者ではない」とする表現は、何を持って本質をとらえるのかは疑問がある。宗教と芸能の関わりは宗教者と芸能者の置かれた立場における関係性の中で論じられるべきで、これを本質論ととらえると、その構造が見えなくなってしまうのではないだろうか。

② 近世以前の東北地方の状況

(一) 東北地方の修験の状況

修験者が伝えてきた権現舞、獅子舞を考えるために、まず東北地方に

おける熊野信仰、羽黒信仰の伝播、そして熊野や羽黒の先達、御師の動きを押さえておきたい。

(1) 熊野信仰と修験

豊田武によれば、東北地方では奈良時代以降、慈覚大師の開基とされる寺院は数多い。これは東北開拓に伴って天台宗の僧侶がその法流を広めた結果、修験道の発展へとつながっていった。中世期には熊野信仰の伝播に伴い、地方の豪族が熊野権現を勧請した。これは当時流行していた熊野詣でが地方に広がった結果と考えられる。鎌倉時代には、藤原一族が平泉の天尊寺の鎮守社として正治二年(一一二〇)新熊野神社の建立、出羽の慈恩寺には後白河天皇の勅宣により保元元年(一一五六)と伝えられる今熊野十二所権現が勧請された。頼朝の東北遠征が契機となり、鎌倉武士の東北移住が始まると、熊野の神の勧請はとりわけ盛んになった。鎌倉街道沿いに早くから開けた名取郡の高館の熊野三社は保安四年(一一二三)建立と伝えられ、名取りの巫女の話で有名である。津軽の岩館郷では曾我氏が勧請した熊野堂は、坂上田村麻呂と結びつけて語られる。会津の新宮氏が建てた熊野新宮は八幡太郎義家の勧請と伝えられる。出羽の平鹿郡横手郷の熊野新宮は観応元年(一一三〇)に秋田城之助源泰長が、吉田、飯詰、八幡の三カ庄を寄進し、さらに雄勝、平鹿、山乏三郡の牛玉獅子舞掠領を寄せた。

こうした熊野信仰の伝播を可能にしたのは熊野先達の活躍であった。平安末期にはすでに熊野の御師と奥州の豪族との間で師檀関係が生まれていたらしく、那智の実報院(米良文書)と尊勝院(塩崎八百主文書)、郭の坊(塩崎流寿院、潮崎稜威主文書)に東北の豪族との関わりが見えてくる。そうした中でも奥羽の葛西氏、津軽の安東氏、出羽の小野寺氏などが旦那として記録され、熊野先達が御師と密接な関係を持って彼らを熊野参詣に案内した。先達は熊野堂付近に居住していた者もいたが、

南北朝期以降、各地に大名領国が形成されると、次第に各地にその寺院を構え、それぞれ縄張りを定めるようになった。⁽⁷⁾

新城美恵子によれば、中世後期における陸奥の国の熊野先達は熊野社とその社領を拠点とした者が目立ち、次いで一宮および神社が続く。旧仏教系寺院を別当寺とした修験霊場が盛んだったにもかかわらず、これらとの結びつきは少なく、地名を冠した坊や房名と、神社の別当坊と思われる者が著しい。これは平安末期以来東北における熊野堂の建立が盛んなことと、霊山が南北朝期に南朝に与して灰燼に帰したことなどによる。その結果、この時期を境に霊山に拠った修験が周辺に散在し、武士層と直接交渉を持つようになり、一族単位で檀那を掌握していったためと推測している。⁽⁸⁾ さらに応永年間(一三九四―一四九八)から陸奥国田村庄の熊野先達と密接な関わりを持っていた京都の坂東屋富松という商人は、このころから進められていた聖護院系修験の組織化とも関わりを持っていた。⁽⁹⁾

森毅によれば、奥州では他国とは熊野先達のあり方が異なっていた。その一は奥州に居住せず他所から随時下向する者がいたことで、郭之坊や実報院の御師と緊密な関係を持っていた長床の修験者や三山に常駐した者もあった。第二は奥州在住の者のことで、中でも奥州持渡津先達の一族は、仁治元年(一一二四)から永徳二年(一一三二)にかけて各地で勢力をふるい、遠田郡(宮城県)を本拠に奥羽山脈を中心線として津軽、糠部、羽後雄勝、遠田に教線を張っていた。また先に新城が言及した商人坂東屋は、大永五年(一一五五)聖護院役者と連署で糠部郡戸来村多門院の祖「さか見」^{相模}に対して、糠部郡中檀那の先達許状を与え、聖護院との緊密な関係の中で奥州北部にまで勢力を揮っていた。⁽¹⁰⁾

鎌倉末期から南北朝期にかけて、皇族や貴族が莊園の寄進を行い、それに伴い熊野権現を勧請した。そして戦国末期から安土桃山期にかけては各地の土豪や武士、熊野先達や比丘尼などの遊行の宗教者が熊野神社

を勧請している¹¹⁾。熊野信仰の東北への伝播は、一四世紀半ばには出羽国北部の農民層の間に熊野信仰が根付いており、その組織化が進行していたことが、東北地方各地に残る熊野関係資料から見えてきた。また一六世紀になると、秋田県内の熊野信仰は時の中世武士団の信仰と大きな関わりを持つようになる¹²⁾。

これらの研究の成果は、近世以前の特に南北朝期の前後に、北東北の地に熊野の先達や京都の商人が進出していた事を明らかにした。さらに東北各地の熊野先達が檀那を連れて熊野詣でをした様子が見えてきた。

(2) 羽黒信仰と修験

羽黒山は平安のはじめ頃から霊場と崇められ、熊野信仰の影響によって、有力な修験の道場となり、鎌倉時代になると勢力は拡大してゆく。とくに南北朝期の羽黒山の勢力を知る上で興味深いのは以下の二点である。

まず第一点は東北地方における熊野信仰と羽黒信仰の交流についてである。熊野や羽黒の本地仏を調査した政次浩によれば、出羽三山信仰は熊野信仰に基づき出羽国で平安時代末期(一二世紀)頃までに創出され、出羽国の歴史的、地理的環境に適応させたものという。それはまず宮城県名取市の高館熊野那智神社には一四六体中一四三体の御正躰が聖観音であり、それ以外の熊野信仰ゆかりの社寺にも那智大社の本地仏である千手観音ではなく、出羽羽黒山の本地仏である聖観音が多いという事実である。すなわち近世以前は羽黒山、月山、そして庄内平野側からは鳥海山、内陸の村山盆地側からは葉山が出羽三山として熊野三山と比定されたのだ。そして熊野信仰の影響を受けながらそれぞれ本地仏を、羽黒山が聖観音、月山が阿弥陀如来、鳥海山および葉山が薬師如来とみなされた。羽黒山の本地仏が那智の千手観音ではなく左手に未敷蓮華を持ち、右手を蓮華に添える姿の聖観音なのは、比叡山延暦寺横川根本中堂の本

尊像と一致する。根本中堂は天台宗第三代座主を務めた慈覚大師円仁が創建した堂宇であること。東北地方には慈覚大師開基とする寺社が多くあり、中でも出羽国は円仁の弟子で天台第四代座主となった安慧との関わりがことのほか深い。東北地方の人々に対し熊野信仰が持ちえた強い訴求力は、観音、薬師、阿弥陀という現世と来世の二世の幸せを請け負う本地仏の組み合わせに由来する。このように円仁とゆかりの深い出羽の地で、平安末期から熊野信仰と、その変容とも言える出羽三山信仰が混在していたのだ¹³⁾。

その二は宮城県栗原郡二迫鷲沢の白鷲山源沢寺に残る羽黒山から出された以下の文書である。康暦二年(一三八〇)に当時の羽黒一山の目題職だった真田四郎左衛門宛の中奥閉伊郡の智識状が残り、そこには在地の先達木仏の名前も見える。また応永二五年(一四一八)には、前述の鷲沢の先達木仏以下、数名の者が霞の割り当てを受けている。この中には「鳥屋のみこ」という巫女にも霞が宛てられ、羽黒系の巫女に宛てた霞の珍しい記録として興味深い。また(岩手県)東磐井郡薄衣村の羽黒派大泉院に残る康暦二年(一三八〇)の文書には、惣先達であった澤之芸の守に対して五條袈裟、直綴衣にて入峰を許すというもの、応永二〇年(一四一三)には澤ノきのかみに対して六カ所の霞を渡すとするもの、慶長九年(一六〇四)には安芸之守に対して羽黒山大先達の華藏坊から神号を授与するもの。会津東山村湯本の羽黒神社には弘長三年(一二六三)銘の神体鏡があった¹⁴⁾。中世期の資料が少ないとされる羽黒修験の動向だが、以上のことからだけでも東北地方における活躍は想像できよう。このように東北地方でも一二世紀には熊野堂が建立され、一三―一五世紀には熊野や羽黒の先達が各地で檀那を訪れ、また在地においても有力な先達が広範囲にわたって檀那を有し、南北朝期以降は東北北部にまで教線を延ばし、在地の有力な武士層を取り込んでゆき、彼らは先達に連れられて熊野参詣もしていたのだ。そして大事なことは南北朝期に南

朝に与していた霊山が灰燼に帰した時期を境に、霊山に依拠していた修験者が周辺に散在するようになり、地域の武士層と直接交流を持つようになり、修験者は有力武士層を一族単位で檀那とするようになっていったことである。こうした動きが東北地方の獅子のあり方にどのような影響を与えたのかを、次に見てゆくことにしよう。

(二) 獅子の分布

(1) 太平洋側

修験道の東北地方への浸透を背景として、獅子舞や権現舞を考えてみたい。東北の各地には一四世紀から一六世紀にかけての獅子頭が多数体現存しており、獅子の歯の摩耗を示す頭もあり、歯打ちをしていた事が伺える。この時代に獅子舞に伴って神楽が演じられたという証拠はない。南部藩領内では近世期も元禄以降になると、権現獅子廻しに伴って神楽も演じられたであろう記録が見られるようになってくる。⁽¹⁵⁾ここでは神楽や番楽とは一応切り離して獅子の近世以前のあり方を見てゆくことにしたい。そこでまずいつ頃から獅子頭がどのような地域に残っていたのかを確認してゆこう。

『岩手の獅子頭(権現さま)⁽¹⁶⁾』の調査によれば、紀銘のある権現様は岩手県内には六二頭残っている。このうち近世期以前の獅子頭は一〇頭あり、以下の通りである。

- 1 南北朝期(一四世紀) 宮古市黒森神社の権現様
- 2 文明一一年(一四七九) 久慈市丹内神社の権現様
- 3 文明一七年(一四八五) 宮古市黒森神社の権現様
- 4 明応八年(一四九九) 二戸市大宮神社の権現様
- 5 大永三年(一五六六) 山田町熊野神社の権現様
- 6 永禄九年(一五六六) 大槌町羽黒新山社の権現様

- 7 文禄四年(一五九五) 大迫町(現花巻市)早池峰神社の権現様
- 8 文禄(年号はなし) 二戸市竹内神社の権現様(筆者注…文禄年間は一五九二〜九六)
- 9 慶長三年(一五九八) 花巻市胡四王神社の権現様
- 10 慶長三年(一五九八) 紫波郡都南町(現盛岡市)板橋神社の権現様

1の宮古市黒森神社の権現様は木造、麻布貼、漆塗で歯が上下ともに摩耗した南北朝(一三三一―一九一)頃の作と推定されている。同神社は太平洋に面した黒森山に鎮座し、近世期までは黒森権現社と称した。山麓には中世期には安泰寺(伝 天台宗)、その後近世期には赤龍寺(真言宗)が建立され、幕末まで存在した。また平成九年の発掘で奈良時代(八世紀)と推定される密教の法具(錫杖、三鈷鏡、鐘鈴)が出土し、古い時代から地域の信仰の拠点だったことが推測できる。また黒森権現社は黒森観音、黒森薬師とも呼ばれ、神仏習合の山でもあった。前述の二体の獅子頭以外にも近世初頭以降総数で二〇頭の権現獅子頭が存在する。⁽¹⁷⁾

(2) 日本海側

秋田県には「秋田藩家蔵文書」中に以下の記録がある。

「秋田城之助泰長書

証文

雄勝平鹿山乏(注・仙北) 三郡御牛王獅子舞可為御掠領也。条々
観応元年(一三五〇)八月十五日 源 泰長
明江山遍照院坊中」

これは秋田に獅子舞が現れる初出という。⁽¹⁸⁾秋田城之助泰長が、熊野修験であった遍照院に、神札の配札権と獅子舞の舞場権を許可した霞場に

あたる。この資料は後世に作成されたという疑いもあるというが、高橋は雄勝・平鹿・仙北の三郡を含み、この当時出羽の地に獅子舞の棕の存在を追求する必要があると述べ、今後の考察の必要性を説く⁽¹⁹⁾。

また湯沢市山田の八幡神社には永和二年（一三七六）銘の獅子頭が現存する。この獅子は鉾と懸け仏が付くので躍りではなく神幸様式による飾り獅子⁽²⁰⁾という。しかし旧暦八月には悪魔祓いとして家々を廻っていたとする報告もある。そしてこの獅子が鉾と懸け仏が付くからという理由で単なる神幸様式といえるのかは、以下の資料が示すように断定はできない。それは近世期になるが宝暦二年（一七五二）の『出羽国大社考卷之二』には、後述のように、鳥海山麓の吹浦修験は「御鉾獅子頭を渡す」と称して、年に数回地域の霞の範囲を廻り、家々の祈禱をして歩いていたのだ。今は大物忌神社を奉じるが、延喜式には神宮寺も掲載された神仏習合の地で、正平一三年（一三五六）には両所大菩薩に対する北畠顯伸の寄進状が残り、明治の神仏分離令までは永正三年（一五〇六）銘の薬師如来、暦応三年（一三三八）銘の阿弥陀如来が安置されていた⁽²²⁾。確たる証拠がないので断定はできないが、吹浦の例からも、鉾が付くことが単に神事の折の神幸様式の獅子頭であるとは言い切れない。

鶴岡市にある羽前金峰山の総鎮守であった六所堂には正平六年（一二三五）と、永享二年（一四三〇）の銘のある獅子頭⁽²³⁾があり、これをどう捉えるかが問題となる。六所神社には計六頭の獅子頭が残り、延享三年（一七四六）の文書には「毎年二月一日より三日まで祭祀に出て村々を獅子相廻り申し候」と記されている⁽²⁴⁾。前記の銘のある時代にこの獅子頭がどのように使われたなどの詳細は不明だが、後述するように近世期以降昭和末期頃まで六所堂を預かっていた太夫が周辺の村々を獅子の祈禱をして歩いていた⁽²⁵⁾。また南陽市宮内熊野大社には嘉吉三年（一四四三）に熊野神社が炎上した際に御正躰や太刀と並んで、獅子頭も救出されたとする記録がある。この獅子は今も神社の例祭には重要な役割を持ち、

かつての六供衆という社僧の獅子冠屋敷が頭取としてこの役を担っている⁽²⁶⁾。

以上断片的な記録からだけだが、中世期も南北朝期以降になると、獅子頭の記録も見られるようになる。前述のように霊山に依拠していた修験者が周辺に散在し、地域の武士層と直接交流を持ち、修験者は有力武士層を檀那とすることで、熊野や羽黒への先達をするだけでなく、檀那の家々の安泰と繁栄を保証するべく、牛玉宝印、神札の配札に加えて、獅子頭による悪魔祓いの祈禱をして歩くようになる。

③ 近世以降の各地の動向

以上のことをふまえて、ここからは近世以降の各地の動向を見てゆくことにしたい。近世期に修験者とかかわる芸能の中でも獅子舞、および権現舞がどのような状況下で修験者とかかわってきたのかを見てゆく。そこで近世期における藩別の資料を引用しながら、「権現舞」または「獅子舞」がどのような場面でのように表現されてきたのかを検討する。また「番楽」が分布する地域における番楽（広い意味での神楽）と獅子舞の関わりも検討してみたい。

(一) 旧南部藩領に見る獅子舞・権現廻し

はじめは下北半島の東通村に根拠を置いて近世期に活躍していた目名不動院に伝わる文書から見てゆこう。ここでは獅子舞あるいは権現廻しと、神楽という表現が分けて述べられている。どういった場面で獅子舞（権現舞）なのか、神楽なのかに注目してみた。

(一) 『奥州南部北郡田名目村不動院』文書より

同文書の解説文では、菅江真澄『奥のてふり』（寛政六年（一七九四）

正月一三日)の項を引用している。「一三日、大畑では目名の優婆塞が、三年に一度行われる獅子舞と言う神楽をして、熊野神社のお札を掲げ、笛太鼓で囃して、門ごとに巡って歩く。新築の家を祝うために、獅子舞がむれ入って祝う。」さらに解説によれば、「東通村目名の神明宮の神主を勤める菊池家は、かつては熊野神社を祭る不動院と称する熊野系の山伏だった。『霞証文並菊池先祖由緒下書控』によると、菊池家は三代目まで俗別当で、四代目から修験となり、五代目不動院の弘治元年(一五五五)から死亡年月日が記されている。享保七年(一七二二)に亡くなった一一代目三光院のときに羽黒派から本山派に変わった。

また横浜八幡宮に残る文書には、「かつて熊野権現獅子頭を持っていたのは、目名の不動院と横浜の大光院だけだった。田名部の吉祥坊も持っていたが、元禄三年(一六九〇)に岩屋村に売ってしまった。その後田名部では獅子頭再建を本山派惣録自光坊に願い出て、明和六年(一七六九)に許可が出た。」

目名の不動院から横浜大光院所持の能面一八面を田名部五ヶ院に貸してほしいとの依頼文書がある。この能面は大光院の祖先の大通院(一六四六〜七三)が求めたもので、貸したくなかったが、断るわけにはゆかず、結局貸し出した。」

以下では同文書の中から獅子舞に関わる資料を抜き出してみた。

資料一

南部藩惣録自光坊(下北地域の年行事でもあった)から、目名不動院宛てに出された法頭役を勤める為の霞場証文の覚えである。

「宝永年中(一七〇四〜一一)、神事、祭礼、湯立、神楽、遷

宮御祈祷の法頭役相勤」

資料二

延享元年(一七四四)に書かれた「田名部輪中惣鎮守目名村熊野山大

権現宮縁記別当世代由緒書である。年中行事の中に神楽と獅子頭巡幸が記されている部分を抜粋した。

「正月 七日 歳玉神事諄詞四季唱神楽

五月 五日 神楽諄詞四季唱

六月二〇日 神楽諄詞四季唱

九月一九日 神楽諄詞四季唱

三年一度輪中氏子廻獅子頭神事相巡来候、、、、」

資料三

明和六年(一七六九)に自光坊から不動院宛てに出された「獅子舞書付」

「田名部獅子舞旧例之通相廻り申度候段任且家寄依通可申者也」

資料四

嘉永二年(一八四九)に自光坊から不動院宛てに出された「権現廻免状之事」

「田名部権現再拜之儀者、旧例之通師旦和合ヲ以村々罷通

専、、、、」

資料五

「浮説」と称する年代不明の触れ。多分自光坊から出された文書と推測できる。

「其方支配修験の者共所持致居候獅子頭を俗ニ権現与唱、在々

村方祈祷之為、、、、

修験道茂手広き義太神楽相廻し候カワラ者同様ニ獅子頭相廻

し、、、、」

このように目名不動院文書から見えてくるのは、宝永年中以降、不動院が行ってきた宗教活動としては、熊野大権現宮で行われる神事、祭礼などでは湯立て、神楽を行い、四季の祭にも神楽を行っている。そして

霞の村々を廻村して歩く際には、獅子舞、権現廻しと称している。とくに資料四は自光坊から出された文書で、獅子舞の廻村にも年行事の許可が必要だったが見えてくる。

(2) 『五戸多門院文書』²⁸⁾

ここでは青森県五戸多門院家所蔵の関係文書を考察したい。多門院家は近世期に五戸地方の年行事職を勤めた家柄で、本山派修験であった。多門院は前述した京都の坂東屋富松が聖護院と連署で先達許状を出していた。南部藩惣録自光坊の配下にあつた上記の目名不動院(三光院とも言う)と、五戸多門院配下の横浜三光院は霞場が近接していた為、相互に交流が深かった。ここでは目名不動院、横浜大光院、及びその周辺の修験者と、獅子頭による霞場を巡る記録を見てゆく。

資料一

「一 依御院主様御勇健ニ可被成様尊座珍重大悦ニ奉存候、御両役様方御勇康ニ可被為成御座珍重奉存候

一 御任申上候、爰之宝蔵院預り社堂大破之処、氏子共勤及兼候故、同僧より野辺地領触頭大光院之獅子舞御代官様ニ大光院え願出候処、御同院も早速承知被致、大光院え野辺地領之御同行も二三人大光院召連、爰元宝蔵院被参候処ニて宝蔵院願出ニハ不仕、爰元御代官并御下役・御町検断所えハ大光院之願出致候ハ、「一」之役人之申分ニ、宝蔵院御役人中え願有之申出候処、検断所并御役人衆共に被申候ニは、触頭龍蔵院を以御代官洪民忠右衛門様え願出候ハ可然と御役人衆も被申候ニ付、私より宝蔵院え及相談ニ候てハ三光院えも聞合、又は同役えも聞合候ハ、可然と同院聞得候所、同院申出ニは、三光院疾と相談致所ハ、三光院も和合之趣ニて、三光院より御同行迄大光院えかしくれ御程之事故、円蔵院えは同役ニても聞合不申共不苦候

趣申事故、御代官え願出候処早速宝鏡院被仰付、獅子舞相廻候処、在々ニて何角混乱等も有之事故、若御本山え同役并三宝院より何ヶ躰之六ヶ敷き事申上候ては私之「一」法ニ相成可申哉、此所奉任上候、三光院獅子は廻ハ西、北廻ハ六七月頃、偕又東通ハ三月より四月之内、田名部町ハ正月十二三日通ニ廻り申候故、三光院之御決杯も有之間敷故之事も夫故三光院宝鏡院御相談ニ奉存御為念如斯申上候 以上

寛政二年戊ノ三月

龍蔵院

円蔵院

自光坊 御役僧中

この資料は、宝蔵院の社堂が大破した為、大光院の獅子を借りて勸進として獅子舞をする話である。

資料二(全文は註(28)を参照)

「当年は熊野大権現神楽舞之御祈禱順番」とする内容であるが、以下のアンダーラインの部分に興味深い。

「内々ニて一兩年より野辺地袋町若者共手作獅子前立申て、正月遊ヒニ舞之まね仕、米餅米もらい候、右錢を金剛院へ志貫式貫文と呉れ候由承知仕候得共、不存体仕置申候、右手作獅子を宜敷大工ニきぎませ、表通御尊院様願上、又は御上様願上候て獅子舞ニ廻心得と相見申候、何分田名部在ハ村々沢山、若者共正月遊び村々廻舞之まね仕候得共、其村々の別当共か、わり不申候、目名村・田名部両所斗御座候、野辺地并七戸在・五戸在相廻候心得之由、内訳之者より野辺地表ニて承申候、(以下略)

四月十二日

大光院

多門院尊様 上

これは、前述の目名不動院文書の解説と共通する内容で、「当年は熊野大権現神楽舞之御祈禱順番」であるという。後半のアンダーラインの

部分は、地域の若者たちと修験者、あるいは修験者同士の獅子舞を巡っての混乱が記されていて、興味深い内容となっている。

資料三

「口上覚

一 此の度修験道為御披二獅子舞執行被仰付、重畳難有仕合ニ奉存候、右為御請け書申上 候 已上

子七月

三戸田子村	大法院
同梅内村	慈慶院
同相内村	大学院
五戸町	実法院
又重村	正光院
中市村	法正院
西越村	常楽院
漆水村	長円坊
七崎村	善学院
沢田村	文殊院
野辺地横浜村	大光院
同	組合中

子七月 多門院御房

前書之通同行共奉申上候、此旨御序之御宜被仰上被下度奉頼候 已上

子七月

五戸年行事

多門院

自光坊御房

これは獅子舞執行の口上書で、三戸から野辺地に至る修験者達が連署して、それに年行事である多門院が添え状を付け、南部藩における修験の惣録であった自光坊に提出している。

資料四

「乍恐御請奉申上候事

此度社風神楽之内獅子舞御免被仰付、難有御請奉申上候 以上
文政十三年七月 五戸 実法院 (判)

多門院 御房

資料五

「乍恐御請奉申上候事

此度社風神楽之内獅子舞御免被仰付、難有御請奉申上候 已上
文政十三年七月 添水村 長円坊 (判)

多門院 御房

資料四と五は同様の内容だが、「社風神楽の内獅子舞」という表現がある。多門院配下の修験者達が提出している書類だから修験が中心となり、あるいは組織をして演じていた権現舞であり、神楽だったはずのものである。それが「社風神楽の獅子舞」と称するようになったのは、藩主の神道好みが背景にあった。南部藩三六代藩主南部利敬は、寛政三年(二七九)に吉田家が江戸に関東役所を設けた時期頃にその影響を受け、文化九年(一八一二)には自ら吉田家に入門し、神祇道の伝授を受け、文化一〇年(一八一三)には領内に「修験道相止め、神祇道を信仰すべし」という達しを出した。南部藩では神仏分離令や修験道廃止令が前倒しにやってきましたようなもので、領内の多くの修験寺院は神道化した。もっともこれは文政三年(一八二〇)に利敬の死後、後継の藩主により暫時元に戻されることになった。⁽²⁹⁾

(3) 黒森権現廻村の騒動記

岩手県宮古市黒森神楽は宝暦年間(一七五一—一七六四)以降、陸中沿岸地方の修験者から数多くの訴訟が起こされ、記録が残っている。それは黒森神楽が現在に至るまで黒森権現社別当の霞の範囲を超えて、北上山

系の東側の陸中沿岸地方の、北は八戸藩との境、南は伊達藩との境まで南部藩領域を権現獅子頭を携えて神楽の廻村に歩いてきたためであった。この騒動の前史として、元禄元年（一六八八）に起こった修験安楽院を巡る騒動の中で、安楽院が全面的に敗訴となり、それとの関連で黒森別当は藩から「権現廻しのこと妨害なきこと」（資料四参照）というお墨付きを得た。そしてこれを盾に上記の騒動も含め、これ以降さまざまに訴訟に勝ち抜いてゆくことになる。

そこで以下では陸中沿岸地方に起こった黒森権現の廻村に関わる騒動を取り上げ、権現の廻村と神楽についての資料を検討してみたい。

資料一から三は、八木沢村、赤前村、長沢村の旧修験家に伝わるもので、黒森別当の権現廻村に対して反対運動の先頭に立った修験者の側の文書である。資料四と五は黒森別当側の文書で、資料六は南部藩の役所の文書である。⁽³⁰⁾

資料一

宮古市八木沢「八木沢時雄家文書」より

「宝暦九年（一七五九）二月二日、黒森権現廻村の騒動につきお尋ねあり、お答え書き」

資料二

宮古市赤前「米沢久夫家文書」より

「宝暦八年（一七五八）六月二三日、黒森権現廻村の騒動カ」
「宝暦一二年（一七六二）二月一八日、黒森権現廻村騒動のこと」

資料三

宮古市長沢「佐々木賢次郎家文書」より

「宝暦九年（一七五九）九月、山口村黒森別当権現廻しについて、霞内百姓お答」

資料四

宮古市黒森「川原田行雄家文書」川原田家は黒森権現社の俗別当だった。

「御本紙

巻通

南部信濃守

小五郎」

〔元禄元年カ
（年代なし）〕一月二七日、安楽院騒動の結果、権現廻しのこと妨害なきこと」

南部藩内では、修験安楽院を巡る騒動があり、採決の結果、安楽院は元禄元年（一六八八）一月二七日に全面的に敗訴となった。⁽³¹⁾この騒動には黒森別当小五郎も関わっており、その結果がこの資料四の文書である。この資料から、元禄元年当時黒森神楽がすでに廻村していたことが知れる。この辺りの訴訟に関しては以下の記録がある。

資料五

「宝暦八年 宮古黒森山 三閉伊村所附帳 獅子舞廻し方 寅ノ三月」（宮古市中沢与一家文書）

「乍恐奉願上候事

拙者預黒森権現、往古より三閉伊南北隔年為御祈禱権現奉守相廻、拙者別当職相蒙只今迄隔年無相違相廻罷在候、然所去年十月、前例之通北通相廻候処、宮古御代官所赤前村真祥院觸下之山伏共、罷通筋於処々致難洪候へ共、右申上候通、往古より拙代迄無相違相廻り候事故、右之筋山伏共為申知罷通、殊二南北三閉伊之者共往古より帰依仕候事故、権現奉守罷通候儀は兼て承知仕居候故、其砌は権現御宿等迄於三閉伊前々より相定居候様二御座候所、去々年十月右申上候通於所々山伏共指支申候事故、権現御宿等迄指支有之候様罷成候、往古より無相違罷通候趣山伏共為申知候得共、不得止事致難洪、同所代官所之内中嶋

村ト申所罷通候節、善行院ト申候山伏罷通候支申候儀ニ付、此所は罷通候へ共家別ニは相廻兼、余村へ相廻罷候、依之奉願上候儀恐多奉存候得共、拙者儀は右三閉伊南北老翁箇年置家別權現奉守、得志之助成罷仕候、然処右申上候通御座候得は、此以後相廻候節從 御上様御書付ニても頂戴不仕候へては、此御節ニも御座候間、猶又難洩申掛、古来より相廻候処指支可仕ト奉存候ニ付、恐多奉存候得共以御慈悲ノ御了簡以後罷通候節山伏共難洩不仕候様ニ成共右御書付成共被下置候様奉願上候、願之通被成下候ハ、難有仕合奉存候、右之趣宜被仰上被下度奉願上候 以上

三月

黒森別当

小重郎 判

永福寺

方丈様(以下略)注(29)を参照)

資料六 「黒森権現書留」(盛岡市中央公民館蔵)⁽³²⁾

以下は黒森別当に対し地域修験者四三人の連判状の訴えである。

「宮古代官領山口村黒森権現別当

小十郎出入ニ付本文願書

御尋答書并霞旦那場主印形

書付諸目録書留覚外四拾

三人連判状横書にて老通添」

「乍恐以口上書を御答申上候事

一 宮古御代官所之内山口村黒森別当、権現廻往古より拙僧霞場之内相通申候義無御座候、尤国懸ケ権現廻ニ相 出候由申

立願出候ニ付及挨拶候得は、樽等持参達て無心申事故、拙僧霞場之内崎山村老ケ村より外ハ相通不 申候、尤旧例と御座候得て霞場不残、此末新法ニ相通申義成兼候、此段宜被仰上被下度奉願上候 以上

宝曆八年寅四月

田代村

大宝院 印

閉伊年行事

寿量坊御房」

これは田代村大宝院の答えだが、訴状には四三人それぞれの答えの文章が添付されている。ここで地域の修験者達が黒森権現別当に対して問題にしているのは、神楽ではなく、権現廻しであるということだ。その違いは、地域に残る村々の神楽の廻村の記録と比較してみるとわかる。そのあたりを以下の資料から見えてゆこう。

(4) 閉伊地方の神楽の記録

ここに掲載するのは在地の修験者や神楽衆が使っていた資料「神楽廻村帳」である。

資料一

「延享三年 神楽振廻覚帳 丙寅十一月十一日 末前村 金四郎」

「田老町末前 西野家文書」⁽³³⁾

丙	延享三年 末前村
	神楽振廻覚帳
寅	十一月十一日 金四郎

(横帳)

「二百文 (糯米丸) 精五升	末前	半三郎殿	一 拾三文門獅子	御墓						
同 同七升	同	御内儀より 金右衛門殿	一二百文	田鎖伝兵衛様						
同七升 そは巻升 大舁二て	同	御内儀より 右同断	拾三文	鍛冶屋神						
一貳百文 したみ五升	同	市左衛門殿 御内儀より (以下略)	一百文	大川齊宮殿						
これは黒森神楽の廻村の記録ではなく、田老村大正院、田代村大宝院の霞場を廻村していた末前村金四郎の記録である。資料に見るように、ここでは「権現」の名称ではなく、「神楽振廻覚帳」と記されている。「振廻」しているのは獅子頭なのだが、神楽の名称が使われている。 資料二「佐々木賢次郎家文書」 ⁽³⁴⁾	この資料は「元治元年（一八六四）十一月十七日、新山、稻荷、織僧三社祈祭帳」である。神楽宿を舞い立つ儀礼、門獅子がみえる。この資料の中には「榊葉」など神楽の演目が見えることから、多分新築の家で頼まれたであろう。そしてこれらの資料から権現舞だけではなく、「神楽廻村帳」だとわかる。	同	一三拾文 十一月十七日	源内殿						
			一 メ六百文	喜太郎						
			一三拾文	榊葉						
一五拾文	重弥殿									
(以下省略)	勝見殿									
<table border="1"> <tr> <td>新山</td> <td>元治元年</td> </tr> <tr> <td>稻荷</td> <td>三社祈祭帳</td> </tr> <tr> <td>織僧</td> <td>十一月十七日</td> </tr> </table>	新山	元治元年	稻荷	三社祈祭帳	織僧	十一月十七日	「舞立	一百文	別当	御屋敷
	新山	元治元年								
稻荷	三社祈祭帳									
織僧	十一月十七日									
一										

資料三「山田町豊間根芳賀泰雄家文書」⁽³⁵⁾

「文化十三年八月五日

一筆致啓上候、残暑甚敷候得共、各様弥御堅固珍重奉存候
 一 去年御断申候通其御村三ヶ村霞場威徳院無調法之儀数多有
 之隠居申付、霞場取上ヶ置候二付、拙僧名代として其御村林泉
 坊之当分預ヶ置、霞旦用相勤候様申付置候処、此度社風神楽・
 獅子舞・祈祭之義奉願上候処、御慈悲之御憐愍を以願之通被仰
 付、一統難有仕合奉存候、依之村数旦那家軒数書上候様御領内中
 被仰付、三閉伊ハ拙僧不残書上差上候、其御村三ヶ村之義八大

徳寺大徳院、同林泉坊兩人え預ヶ置候旨御上様え書上相濟候間、
当年より獅子舞・折祭之義、外霞旦用之儀兩人より相勤可申間、
不相替御添心被下、御ヶ条之通諸事兩人内え被仰聞相勤候様被
成可被下、何分頼上候、右御断可得御意如此御座候 以上

文化十三年子八月五日

三閉伊年行事 寿松院

豊間根村肝煎 勘五郎 様
同村老名 作兵衛 様
同 六兵衛 様
同 助六 様
同 平右衛門様
同 喜右衛門様
同 甚助 様
同 与兵衛 様
同 三之丞 様
同 左太六 様
石峠村 市左衛門様
尚以湯立之義ハ兼て稠敷御差留被仰付置候間、決て御頼合
被成候事御扣可被下候 已上

この資料は、「文化一三年（一八一六）八月五日、不調法により三ヶ
村の霞場取り上げ、年行事名代として預けの神楽、獅子舞、折祭願いの
通り仰せ附けられる。但し湯立ては厳禁のこと、村役に通知」するとい
う内容で、ここにも「社風神楽」と記載され、前述の多門院文書にもあ
る通り、この時代には南部藩では神道風の社風神楽と称していたのだ。
資料四「山田町豊間根 芳賀泰雄家文書」³⁶
この資料は「白山妙利大権現祈祭帳」と称するが、神楽の廻村覚帳で
ある。

安政五年
山 白
妙理大権現祈祭帳
午十一月廿五日

「二百文 豊間根富蔵
一百文 肝入 文平
一百文 舞入 豊間根新蔵
一式貫式百文 榊葉 伊之助
十一月廿五日
ノ三貫式百文 新蔵宿
一百文 舞立
一百文 同人
（以下省略）」

資料五「山田町豊間根 芳賀泰雄家文書」³⁷

（年代不詳）十二月

「 覚

一 寺社奉行・町奉行被召放 浅右衛門

一 寺社奉行・町奉行兼帯被 仰付

十二月 安村順左衛門

寺社奉行・町奉行兼帯被 仰付

十二月 寿松院 役所

年寄役僧乙部村 宝明院御房

役僧豊間根村 成学院御房

同役牛伏村 了珠院御房

役僧加ひ岩泉村 弥勒院御房

同見習牛伏村 成就院御房

同派 惣支配衆中

(中略)

一 近年両派修験宗、権現舞子乱ニ相成、心得違ニて神職之方えも隠密ニ相交り加舞致 候様ニも相聞得、修験宗法道相背不埒之至ニ候、修験宗は不及申ニ、俗舞子共ニ以来右様心得違ニては役僧并前々より預置候霞旦那場主并其舞子之師匠を以急度吟味、其御筋 え奉願上、心得違乱之者申付方有之候、以来年々修験舞子并俗舞子師匠弟子名前共ニ帳 面ニ相調、心得違無之ため急度為差出可被申候 以上

(以下略)

以上見てきたように、黒森権現社の別当が獅子頭を権現獅子と称して廻村している場合は、そのほとんどが「獅子舞」あるいは「権現廻し」という表現を用いている。このことは獅子頭を用いての祈祷にその重きを置いていて、そのことが黒森別当にとっても、或いは黒森別当に対して訴訟を挑んだ三閉伊地方の修験者にとっても重要なことの表れなのであろう。前述した目名村不動院文書でも、五戸多門院文書でも、その文書の中心は権現獅子頭に関する訴えが主であった。このことは、修験者たちが依拠してきた神社(権現社)の神霊を獅子頭に降臨させ、神々の象徴として獅子頭を振り廻し、祈祷をして歩くことが、彼らの宗教活動の重要な一環だったのであり、それはひいては大きな収入源でもあったからだ。かつて資料四も含めて「神楽の経済学―陸中沿岸地方の神楽資料から―」という論文を書き、豊間根村威徳院家の神楽資料を分析し

たことがあった⁽³⁸⁾。その結果修験威徳院は、別当として獅子頭を用いた門打ちの収入の三分の二を得て、神楽の花銭は権現様分として別当は二人分を取り、その残りを一〇人程度の神楽衆で分配していた。全体から見ると別当の取り分は三分の二にも当たり、まさしく搾取状態だった。しかしこれが搾取でないのは、獅子頭を権現様と称して霞場を宗教活動をする権利を認められていたのが修験者だったからだ。だからこそ陸中沿岸地方の修験者は黒森権現社別当に対して数多くの訴訟を行った。それは彼らの宗教的な活動の場を守ることだけではなく、経済活動とも結びついた死活問題だったからだ。

(二) 番楽伝承地域と修験者

秋田県でも山形県でも番楽のことを獅子舞と称する地域は多い。本田安次氏も「番楽を獅子舞とも呼ぶのは、獅子の舞が重く見られている故であり、⁽³⁹⁾」と述べている。と言うことは今まで述べてきた権現舞と称している獅子舞分布地域と同じように、獅子舞による祈祷を重く見る故の名称であると、番楽地帯にも言えるのだろうか。以下では番楽地帯について獅子舞と修験者の関わりについて述べてゆきたい。

(1) 番楽と獅子舞

番楽と称する芸能は秋田・山形両県にまたがる鳥海山麓、秋田太平山および仙北方面、秋田西北部の八郎潟周辺に分布している。山形県遊佐町の鳥海山麓にある熊野堂の杉沢比山は、昭和五年に折口信夫、小寺融吉そして本田安次が訪れ、早池峰山麓の岳神楽とともに本田の大著『山伏神楽・番楽』を書くきっかけとなった。

番楽の名称は『佐竹南家御日記』の元禄八年(一六九五)八月二七日の条に「ばんがく御上覧被遊候⁽⁴⁰⁾」とあり、一七世紀後半には「ばんがく」が藩主の上覧に供せらという状況にあったことがわかる。また同一四年

(一七〇一) 六月二六日の条に、「三浦庄左衛門罷出申上候ハ御伊勢別堂申立候毎年之通今日於御伊世堂ニ湯立仕候弥一兩日中より前度之通町町市町共ニし、廻し申度候其成申上候由申ニ付雨谷主水ニ申渡候事⁽⁴¹⁾」とあり、伊勢堂の別当が湯立ての後で、町中で獅子を廻し歩いていた。ここに出てくる「ばんがく」と、「しし廻し」が同じグループなのかは不明だが、この「しし廻し」は権現舞と共通した祈禱儀礼の要素があると言えるだろう。

菅江真澄が文化五年(一八〇九)に八郎湯東岸の村里を巡遊した折の日記『夷舎奴安装婢』に「又番楽舞といふものありて、修験者のもはらしけり。ほふり、みやつ(こり脱)も舞ける里もありけり。陸奥の胆沢、磐井、桃生に在りては神楽といひ、糠部の郡にては能舞といひ、この飽田にては舞曲ともはらいへり(以下略)」とあり、当時番楽や盆踊りが盛んだった当地の様子を詳しく書きとどめており、その中でも番楽は修験者もたらしたものだとしている⁽⁴²⁾。

現在の番楽からは山伏神楽ほどに獅子舞の宗教的優位性は見えてこない。しかし前述の本田が挙げた事例と同じように、高山茂も鳥海山麓矢嶋修験一八坊と獅子舞の関わりの深さを述べている⁽⁴³⁾。そこで以下では鳥海山麓一帯の状況を関係資料から見みたい。

(2) 鳥海山麓修験と獅子舞

鳥海山麓には秋田県側に矢島、院内、滝沢、小滝、山形県側に吹浦、蕨岡の修験集落があり、それぞれ宗教活動とそれに伴う芸能活動を行なってきた。修験者と獅子舞の関わりは深いが、後に述べる矢島以外では直接番楽と結びついているとは限らないために、なかなか見えにくくなっていることも事実である。そこでまず近世期における政治、宗教政策の動きを押さえた上で、これらの地域の状況を近世初期の幕府の修験道各派に対する政策から見てもみよう。これは鳥海山麓の修験のあり方を

も規定していたからである。

幕府は慶長一八年(一六一三)に当山本山各別、对真言宗入峰役銭禁止の二つを柱とした修験法度を出し、修験道界を本山派・当山派に二分させ双方筋目支配の形をとらせて競合させようとした。これに脅威を感じた羽黒山の天宥は羽黒一山を天台宗に改宗して輪王寺末として羽黒派の独立を勝ち取り、羽黒山上に東照宮を勧請した⁽⁴⁴⁾。

こうした政策が施工された結果、羽黒は配下の修験の統制に乗り出すようになる。それまで矢島も含めて鳥海山麓の修験集落は、近世初期に羽黒山が天台宗に帰入して羽黒派の独立を勝ち取るまで、羽黒山との緩やかな関係を保ち、修行方式や年中行事にはその影響が強く見られた。鳥海山麓の修験者はこの後羽黒に抵抗してそれぞれ独自の道を歩むようになり、蕨岡、小滝、矢島の各登山口の修験者は当山派醍醐三宝院末となった。

このころ醍醐三宝院は当山十二正大先達衆に対抗して、諸国山伏を直接支配し、補任、諸方式、諸法度の制定、公事の沙汰などもすべて江戸鳳閣寺で行なうようになる。また当時当山派には別派として伊勢方、熊野方、地客方という三派があったが、このうちの地客方というのは、地方の国峰、国先達に所属して、そこから補任状を受けて昇進する修験を指していたが、享和二年(一八〇二)以降は、出羽国の鳥海山と金峰山の当山派修験に対しては三宝院門跡の永免許を受けて、独自に配下の修験に補任状を出すことができた⁽⁴⁵⁾。

かつて鳥海山麓の修験集落だった山形県遊佐町蕨岡、同吹浦、秋田県由利本庄市矢島、にかほ市小滝地区では、獅子頭を擁して春と夏に周辺霞の集落を廻っていたし、今も吹浦は広い範囲を、蕨岡と小滝もそれほど広い範囲ではないが、廻村している⁽⁴⁶⁾。この獅子舞は「御頭舞」、「御宝頭舞」、「十二段の舞」などと称し、神霊の降臨した象徴として、今も祭礼や春祈禱の際には祈りの対象となり、獅子頭を扱う人々も、そこに

神霊の頭れを見ている点に共通の要素がある。それだけではなく、小滝とその周辺地域には小滝と横岡の二つの番楽がある。蕨岡修験三三坊の内二坊は杉沢にあり、ここには杉沢比山番楽がある。吹浦地域にはかつて女鹿日山があり、神仏分離令の際には、吹浦神宮寺の仏像が女鹿の松葉寺に避難した歴史を持つほど密接な関係があった。以下ではそのあたりのことを獅子舞とも絡めてみてゆくことにしよう。

鳥海山麓矢島修験と獅子舞

鳥海山の登山口の一つである由利本荘市矢島町八森は、大江義久の築いたところで、文禄年中（一五九二―一九六）は仁賀保氏、元和寛永年中（二六一―五―四〇）は打越氏、寛永一七年（一六四〇）以降は生駒氏の居住地だった。この生駒氏の御殿に参向して奉仕した荒沢、興屋、二階集落の三頭の獅子を御用獅子と称し、明治までは毎年盆の一四日に殿中に上った。またこの辺り一帯の獅子舞はいずれも本海流を名乗り、本海行人が伝えたとする伝承を持つ⁽⁴⁷⁾。

荒沢に残る明治二年に記したという「獅子舞之事並本海行流系譜」の中の「本海流系譜」⁽⁴⁸⁾によれば、以下の通りである。

「爰古来ヨリ荒沢村エ獅子舞之初リ云者、元亀天正之頃大和国ヨリ本海坊ト云行人来テ敬習スト云エリ（中略）」

全矢鳥御領内獅子舞大祖也仍五穀成就虫日和祭トシテ鳥海山学頭ニ而御祈禱有りテ同処エ相詰番楽相勤、御塚小坂戸川迄参り候ハ己ニ御用獅子ト被仰付候無相違久例モ於アラ澤村ニライテハ鳥海山開キタモウトテ善鬼後鬼ト云有り右正末ノ神力尊ヒ隣国ニ至マテ矢鳥荒沢村本海番楽ト云テ今ニ広マレリ（以下略）」

時代が確定しないが、大和から来たという本海行人によって伝えられ

た獅子舞が、全矢鳥領内の獅子舞の祖であり、鳥海山の学頭による祈禱の際にも番楽を勤めたという。矢島の学頭は、鳥海山麓の登山口に位置し、近世期には一八坊を擁した当山派醍醐寺三宝院に属した福王寺の事である。矢鳥修験は春秋二度の入峰があり、春には四〇日、秋には三〇日の籠りの修行をし、坊号院号寺号を得ていた。本海番楽は寛永年間（一六二四）⁽⁴⁹⁾、醍醐寺三宝院の遊僧本海行人が矢鳥入りして、獅子舞（番楽）を伝えた。寛永三年（一六二六）七月の本海伝書の写しがあるという。矢鳥修験一八坊は旧矢島町、旧鳥海町に散在し、その多くが番楽や獅子舞を伝えている。前述の荒沢番楽のある荒沢には光明院があり、天池番楽のある笹子には万生院（幡性院とも）があり、祭りには獅子舞を奉納する。上笹子の常学院に伝わる獅子は例祭と各家の祈禱を行なう。この獅子は天明七年（一七八七）の『十八坊由緒之事』に「領分中御獅子廻し御免」と記され、藩主の参勤の折の旅の安全祈願と、城内での祈禱の獅子舞を許され、それにより領分中の獅子舞を許されるなどの処遇を得ていた。小川の多宝院には明暦四年（一六五八）銘の獅子頭が残る⁽⁵⁰⁾。

本海番楽および本海流と称する獅子舞が矢鳥領内の広い範囲に分布していたのは、一つには福王寺を学頭とする矢鳥修験が矢鳥口、百宅口、猿倉口の複数の登山口を管理していたこと、学頭以下の修験者が矢鳥領内に広く散在し、修験集落を形成していなかったこと⁽⁵¹⁾などがあげられる。その結果、修験者が各自の霞の村中で獅子を用いての祈禱をし、それぞれの村の人々を募って番楽を行っていたのであろう。その中でも本海行人直伝とされる獅子舞、あるいは藩主との関わりをもち獅子舞は特別の位置を与えられていたのだ。さらに修験者のいない村では獅子舞を司る獅子別当があったり、村の中で獅子の行事があると獅子の世話をしたり、獅子宿を勤める家柄もあった⁽⁵²⁾。

仁賀保町（現にかほ市）院内の七高神社には明暦三年（一六五七）銘の獅子頭が伝わる。ここは鳥海山院内修験一八坊を統括した七高山極楽

寺がある⁽⁵⁴⁾。また獅子舞の記録はないが、由利本荘市滝沢も鳥海山登山口の一つで、滝沢院主の滝洞寺と由利町に散在する一三坊は承応元年（一六五二）には羽黒山末寺であった⁽⁵⁵⁾。

鳥海山小滝修験と獅子舞

秋田県にかほ市小滝は鳥海山北麓に位置し、平安時代の作と伝えられる聖観音立像と蔵王権現像を有し、近世期には当山派醍醐寺三宝院末だった。そして院主の龍山寺は醍醐三宝院から補任を受け、小滝村内の四カ院と、小滝村外の七カ院は寛政期（一七八九—一八〇一）までは三寶院と近江国飯道寺梅本院から、文政期（一八一八—一八三〇）頃からは後述する鳥海山蔵岡修験から補任状を得ていた⁽⁵⁶⁾。後述する吹浦大物忌神社の社人だった進藤重紀著『出羽国風土略記』の小滝村「蔵王権現」の項には、「小滝村に有り、三月一八日の祭祀には田楽があり、衆徒がいて、その院堂を龍山寺といい、蔵王権現に獅子頭があり、古来より正中中、仁賀保を巡行する⁽⁵⁷⁾」とあり、小滝の獅子舞も宝暦年中には仁賀保郷の村々を巡行していたことが知れる。現存する獅子頭で古いものは延宝八年（一六八〇）淵名刑部作の銘がある。明治・大正・昭和初期に至っても「御宝頭巡幸」あるいは「十二段の舞」と称して、新暦一月六日から二日までは仁賀保町、金浦町、旧暦正月二日から三日までは象潟町（以上は現にかほ市）のほぼ全域を巡幸していた⁽⁵⁸⁾。この際に小滝番楽が演じられたのかを示す資料は残っていない。しかし後述するように、番楽に用いられたと思われる古面が残る。現在小滝番楽が演じられるのはチョウクライ口舞が演じられる金峰神社の祭礼の宵宮と、盆の一三日である。今は祭礼が村の行事となっているので、小滝集落を四つに分けて各年番地域で番楽の宿を決め、宵宮には宿で番楽が演じられる。小滝では一年の半分を番楽の季節、後の半分をチョウクライ口の季節と分けて、地域の人たちが番楽と延年の両方を担っている。舞楽の陵王と納曾利の

面は一六世紀の室町時代末とされ、番楽の翁面、番楽面は万治二年（一六五九）の銘を持つ。

近世期にはチョウクライ口舞に関わる費用は村からは一切支出されておらず、これは修験だけの祭り⁽⁵⁹⁾であり、修験者の年齢の各階梯に伴って演じてきたものと思われる。すなわち修験の年齢階梯に伴う芸能としてのチョウクライ口舞と、修験の宗教活動の主たるもの一つとしての御宝頭巡幸、そして村人が中心となって演じてきた番楽というように、芸能の棲み分けがなされていたとも考えられる。小滝集落が文献に登場するのは、天正一八年（一五九〇）の仁賀保兵庫宛の豊臣秀吉の朱印状で、この時期以降仁賀保氏領、慶長七年（一六〇二）以降は最上氏領の宿坊集落としての性格を持ちながら存続してきた⁽⁶⁰⁾。佐藤久治は『米良文書』中の「那智山願文」にある「嘉吉元年（一四四二）の由利の修験宰相公良春が、比内徳子（北秋田郡比内の独鈷）の浅利遠江入道旧阿弥と子息二位殿隆慶の熊野詣の先達をしている」ことを取り上げ、この修験宰相公良春のいた由利も小滝ではないかと想定し、小滝の古い時代からの宗教臭を嗅ぎとっている。

鳥海山麓吹浦衆徒と獅子舞

山形県側の鳥海山登山口の一つだった遊佐町吹浦字布倉の地は、明治初年まで大物忌神と月山神の二神をまつる大物忌神社と神宮寺からなっていた。延喜式に記載され、古代には国内に戦乱や異変があるとその前兆として噴火や石鏃が降るなどして神意を表わしたとされ、そのたびに神階が上がるなど、早くから中央にも知られた存在だった。承久二年（一二二〇）には「関東御教書」の発布を受けてもいた。近世期までは両所の宮神宮寺を中心とした衆徒二五坊、社家三家、巫女一家を擁した宗教集落だった。吹浦は近世初期まで羽黒山と緩やかな関係を持つ羽黒派修験といえる存在だった。しかし前述のように羽黒山が天台宗に帰入し、

羽黒派を名乗るようになり、⁽⁶²⁾それに同調することをよしとしなかった吹浦衆徒は、宝永年中（一七〇四—一）に江戸筑波山護持院下となり、新義真言の法流を継いだ。⁽⁶³⁾この時期以降は教派修験道には属さず、修験道各派との本末関係は持つことはなかったが、一山内部の年齢階梯や教義のあり方は、それ以前の羽黒山との関わりや天台宗だった頃の色彩を強く残していた。⁽⁶⁴⁾

近世中期に鳥海山頂に於いて後述の蕨岡衆徒と吹浦との争議があり、これを宝永二年（一七〇五）に吹浦側が奉行所に訴えた記録「乍恐口上書を以申上候事」がある。その中には「鳥海山出羽一之宮大物忌之獅子頭在々相廻申候事」の一文があり、正月四日吹浦村、落伏村、升川村、三之わ村、六日由利郡、八日からは本庄六郷、一日は仁賀保、二月は荒瀬郷、遊佐郷、四月には五浜通、六月は遊佐郷、九月は宮内村を廻るとある。⁽⁶⁵⁾詳しい内容は吹浦神宮寺の杜人だった進藤重記が宝暦三年（一七五三）に記した『出羽国大社考』巻二「両所宮年中行義」の「御鉾御獅子頭」である。吹浦神宮寺の獅子舞が飽海郡、由利郡一帯を廻村していたのだ。

鳥海山神宮寺の両所宮の獅子が正月三日より、地元の飽海郡だけではなく、由利郡一帯も獅子の巡行に歩いていた。この理由は、正平一三年（一三五八）に北畠顯信が出羽国一宮両所大菩薩に由利郡小石郷乙友村（現本庄市小友）を神領として寄進（「大物忌神社吹浦口の宮所蔵文書」）したことによる。由利郡一帯は長く両所宮の檀那場だったのだ。現在も正月五日に行なわれている筒粥神事において、粥に用いる米と菅管がこの故事により、長く小友村の人々から寄進されていた。

そうした中で由利郡、飽海郡という広い範囲を廻る「御鉾御獅子巡行」は、祭礼時に於いて神輿の先導をして、先払いの役目をする獅子の巡行とは異なり、御鉾と獅子は鳥海山大物忌神の依代と神霊の現われとして、地域の人々の期待に込められていた。

吹浦の衆徒や杜家の後継者は一六歳になると田楽にでる義務があり、田楽舞や諸冊舞、大小の舞等の舞楽を年齢の階梯とともに演じてきた。これらの舞は一般の人々の参加は許されない、衆徒と杜家の者だけのもので、獅子を廻すのは杜家の家の役割であった。一方吹浦集落からほど近く、吹浦とも深い関わりがあった女鹿に残っていた番楽は、長い間女鹿集落の者以外の参加を許さず、それ故に今は衰退してしまっただが、これも地元の人々の芸能であった。

鳥海山麓蕨岡修験と獅子舞

鳥海山麓の遊佐町蕨岡字上蕨岡に居住していた蕨岡修験は、吹浦同様近世初期までは羽黒山との関わりを持っていたが、貞享元年（一六八四）以降は当山派醍醐三宝院の直末となる。⁽⁶⁷⁾蕨岡修験は学頭龍頭寺を含めた三三坊からなり、内二坊は杉沢に居住していた。学頭龍頭寺はかつては松嶽山観音寺と称し、その修行体系の多くは羽黒修験の影響を受けたと考えられ、最高位である大先達大日の覚位を得るための一〇ヶ月に及ぶ胎内修行を行なう者を先途と称し、羽黒山の松聖の修行を彷彿とさせる。⁽⁶⁸⁾蕨岡でも獅子舞を御頭舞と称し、正月二日から三日までは地元上蕨岡を廻り、一月二〇日までは近隣の集落を廻っていた。一九三二年の場合は西遊佐村、稲川村、遊佐町、蕨岡村、観音寺村、市條村を廻っていた。⁽⁶⁹⁾

修験者は年齢階梯に合わせた舞楽の伝習が義務づけられ、七歳になると稚児舞に参列し、一六歳で初入峰を果たし、以後は関伽、小木の修行をし、舞楽、田楽の役をこなし、前述の胎内修行を経て、大先達となる。蕨岡には番楽は残っていないが、三三坊の内二坊は杉沢に居住していた熊野神社の別当坊と式乗坊の二人の修験者だった。杉沢にある熊野神社は蕨岡修験の峰中修行の二の宿にあたり、四月一八日には二の宿での祈祷修行があり、別当坊にて朝飯の饗応があった。⁽⁷⁰⁾熊野神社には鎌倉期頃の作とされる男神座像と、南北朝頃の僧形神半跏像がそれぞれ1体ず

つ祀られ、蕨岡に劣らない歴史を持つが、杉沢に残る番衆には蕨岡は関与せず、杉沢の人々によって伝えられているところから、杉沢の別当坊の指導により、村人が伝承してきたと考えられる。

以上見てきたように、矢島、小滝、吹浦、蕨岡の地域は宗教集落として存続してきた。鳥海山麓の修験者達は近世初期まで羽黒山との緩やかな関係を保ち、その影響は近世以降に教派修験道に所属し、あるいは仏教宗派に属するようになった後も、羽黒とつながりのあった時代の修行方式、年中行事を執り行ってきた。それが可能になったのは、矢島以外の三方所の修験者がそれぞれの集落に集住し、一種の宗教集落として成り立っていたからでもある。このことは集落内で充実した人員を確保し、初入峰から正大先達へ至る修行体系を確立し、延年や田楽と称するような総合芸能大会も自分たちの年齢階梯における役割として割り振ることで可能となった。さらに檀那場への獅子舞の巡行も数人の雇い人を得れば可能となった。

一方矢島修験も逆峰と称して道者を率いて鳥海山頂へ赴いたり、山頂の支配権や山頂の権現堂立て替えを巡り、順峰と称していた蕨岡修験との訴訟を繰り返すなど、まとまりを見せていた。⁽⁷¹⁾しかし彼らは矢島領内各地に散在しており、また修験道の修行法式中に延年も含めた芸能を取り込むことはなかった。一方で前述のように矢島の修験者は地元集落において獅子舞による祈祷や、村人から人気の高かった番衆を広めることはできた。

このことは宗教集落として、あるいは一山組織として、宗教者が集住している地域と、自分の霞場あるいは檀那場に住み、個別に宗教活動を行なっている修験者とは、その宗教活動の方法が自ずから異なってくる⁽⁷²⁾ことが見えてくる。

(三) 羽黒修験と羽黒山麓修験

それでは鳥海山麓の修験各集団と近世初頭まで緩やかな本末関係を結んでいた羽黒山、そしてその周辺の修験者は獅子舞、ひいては関連する芸能をどのように扱ってきたのだろうか。以下では鳥海山と同様に近世初頭まで羽黒山と緩やかな関係を作ってきた金峰山と、羽黒山麓に位置し、羽黒山と本末関係を結んでいた高寺修験、そして最後に羽黒山の様子を見てゆこう。

(1) 金峰山修験

鶴岡市郊外の金峰山は、中世期は羽黒山と、近世期は元禄一三年(一七〇〇)以降醍醐三三院末の当山派として栄えた修験の山で、学頭の青龍寺、金峰山別当で院主の南頭院、金剛院、空賢院の三方院が二二坊の修験を配下に従えており、明治の神仏分離令以降は金峰神社となった。⁽⁷³⁾近世期には毎年二月一日から三日(現在は三月一日から三日)まで、六所堂を預かっていた式部・民部の両太夫が供をして、清流寺、瀧沢、民田、高坂の村々を廻り、家内安全の祈祷をしていた。⁽⁷³⁾

(2) 高寺修験

羽黒山の麓に位置する鶴岡市高寺には、真言寺院で学頭の照光寺と羽黒山と本末関係を結んでいた一三方院の修験、二軒の杜家がある。⁽⁷⁴⁾そして法華八講会の後宴に行なわれていた延年「高寺八講」が高照寺の修験者や稚児によって演じられていた。これは今も雷電神社の祭礼として五月八日に催され、獅子舞がこの日とその前後に高寺地区の家々と周辺の村々を廻り、「御獅子頭御祈祷家内安全大祓」のお札を出している。この慣習は前述の進藤重記も「祭礼四月八日田楽番組色々杜家獅子頭を廻す」と記し、⁽⁷⁵⁾宝暦三年(一七五三)には獅子を廻していたことが知れ

る。そして後述するように、この高寺の衆徒や稚児が羽黒山上での羽黒権現の祭礼の折りに、法華八講と開結の行法後に行われる延年の舞い手として参列していたのだ。

(3) 羽黒山

羽黒修験は鎌倉時代には一大勢力を擁し、陸奥・出羽・佐渡・信濃・越後の五カ国を羽黒権現の敷地、関東八カ国を檀那場、駿河国から西を遠国、東三三カ国は羽黒領と豪語するほどになっていった。⁽⁷⁶⁾しかし中世期の記録は思いの外少なく、羽黒山の年中行事も貞享四年(一六八七)に編集された「羽黒山年中行事」(以下「年中行事」と略す)より古いものはないという。そこで以下ではこの年中行事を手がかりに羽黒山における獅子舞について述べてゆく。⁽⁷⁷⁾

「四月三日に荒沢聖院の宿坊にて、月山権現御戸開の法事があり、祝儀の舞がある。四月八日から七月一四日の後夜まで、その年の新(78)房が関伽井の水を汲み、本社(79)の宝前にある九六の花器に花を供える。四月一七日は東照宮の祭礼があり、神子、太夫は花器を整え、獅子舞がある。鎧武者、幟が別当から出る。」

六月一四日には羽黒権現の獅子舞があり、太夫たちが勤める。執行別当、三先達の坊を廻り鍵取の坊で舞納めとなる。一五日は羽黒権現の祭礼で、湯殿、月山、羽黒三所権現の御輿、獅子舞、柳木、鉾、鎧武者、笠、鉾、渡り物などの行列がお宮を廻る。

七月一三日の晩には、月山にて執行代が採燈修行を行う。」

四月一七日の東照宮の祭礼、六月一五日の羽黒権現の祭礼の前日には獅子舞があった。六月一五日の祭礼の獅子舞を「羽黒権現の獅子舞」と称していた。羽黒山でも羽黒権現の獅子舞と称していたのは興味深い。

この獅子頭を預かっていた藤島村(現鶴岡市)の和泉太夫は、三ヶ沢の式部太夫、玉川の長畔太夫、柳久瀬の兵部太夫らと共に本坊などを舞って廻った。この太夫は、室町時代には羽黒山の別当として庄内地方に勢力をふるった藤島城主の土佐林の一族で、宗家が武藤氏に屈し、別当職を奪われた後、羽黒山に出仕する一神人として明治六年まで奉仕を続けていた。⁽⁷⁹⁾

前述の鳥海山そして金峰山との関わりは永治元年(一一四一)に書かれ、寛永二十一年(一六四四)に天宥が筆写したというたとされる「羽黒山縁起」にもある。以下にその一部を載せておく。⁽⁸⁰⁾

「能除、山中に寺院建立のこと。(中略)山中の他、郡内に建立のものと。靈亀元乙卯年、鳥海山を建。養老二戊午年、金峰山青龍寺、其後、高寺山高照寺、飛鳥山阿須加寺、大日山湯蔵寺、大黒山井岡寺、威徳山勝福寺、大寶山嶽我寺、松嶽山観音寺、新山寺別当職は大寶寺に定、能除しはし居住せらる。何れも堂塔、寺院建立し畢り、手柄一尺六寸の御影を造り、二百餘歳にして上天し給ふ事、目出たかりつる事共なり。」

この縁起が書かれたとされる永治元年には鳥海山の名はまだ存在していないので、これは後の作とわかるが、少なくとも開山とされる能除に仮託して語らせたこれらの寺院は、筆写したという天宥の時代には羽黒山との関わりがあったことは見えてこよう。本論で言及した寺院だけを見ても、金峰山青龍寺、高寺山高照寺、松嶽山観音寺が記載されている。これらの寺院には獅子舞があり、修験者あるいはその関係者による獅子廻しがあった。さらに本論の近世以前の獅子の分布で述べた羽前金峰山の総鎮守であった六所堂には、正平六年(一三五二)と、永享二年(一四三〇)銘の獅子頭が残っている。

羽黒山に伝わる宝永七年（一七一〇）刊『三山雅集』⁽⁸¹⁾中の「祭祀古式」には以下のような記述がある（句点は筆者）。

「毎年六月十五日神前で別当代一山衆徒天下国家の祈願ありて、御神楽を奏す、湯殿・月山・羽黒三所の御輿を本社に移し奉り、神事勤行畢りて宝前を兒出し、御手洗池および末祠（の）の前を巡る、一山衆徒より幟等并に鎧武者一人故実有て出之、獅子頭本社の前にて一曲をかなづ、此の獅子頭、常は藤島村と云里の祢宜の家であり、そのかみ羽黒に有けるに、此里に下りて有たきよし神告有ければ、その告に任せてかの所に下す、此祭祀の節を三十講会と称すむかしは御手洗池の中に舞台有て舞童奏曲、本社に高座を飾て、法華八講を勤め、六月朔日より三座づゝの論談有けるよし、このとき麓のこがね堂の前に惣輪塔を造立し、赤白の善繩を付て参詣の道俗善縁を結びけるとかや

児童舞曲、伝記に曰く、古来は高寺山・勝福寺・岳我寺・飛鳥山・井岡寺・金峰山・観音寺此等の山より舞童錢とて役料を出しけるよし見えたり、五月二十日より当山 承仕法師差符を持って右の諸山へふれ、児童ならびに五人の番僧を出しける事なれども、近代は断絶す（中略）」

「旧記曰人王百一代、後小松院、嘉慶二年（一三八八）八月勅宣シ玉ヒ、於当山令修行、法華八講及ヒ開結二会ヲ于時為メ供養、於ノ御手洗池上ニ宮舞台而有音楽、所謂万歳楽・長保楽・蘇香合・春鶯囀・万寿楽・凌王・納蘇利等。（以下略）」

六月一五日の羽黒権現の祭祀には獅子舞だけではなく、宝永七年（一七一〇）にはすでに断絶していたが舞童曲があったのだ。戸川は高寺の照高寺山内の修験が登山し、庭上に舞台をかけて延年を奉納したと記し

ているが、かつては高寺山だけではなく、勝福寺、岳我寺、飛鳥寺、井岡寺、金峰山、観音寺も児童や番僧を出していた。万歳楽、長保楽、蘇香合、春鶯囀、万寿楽、凌（陵カ）王、納蘇利等の音楽とあるように、この日にはかなり大がかりな舞楽が演じられていたのだ。

④ 考察

東北地方で修験者が関わっていた獅子舞を考える場合、山伏神楽や番楽に焦点を当てただけでは理解できない部分が多くあることが見えてきた。獅子頭を神霊の頭れとして、正月や祭祀などに舞を舞うのは山伏神楽や番楽ばかりではないのだ。今まで見てきたように、秋田県側や山形県側の鳥海山麓の旧修験集落では、「御鉾獅子巡行」あるいは「一二段の舞」などと称して、今も初春や祭祀の折に獅子頭を携えて地域を巡行している。獅子頭を通して山の神霊への、あるいは山から神霊を勧請した神社への信仰が表象されていると見ることができよう。こうした事例は庄内平野各地でも広く残っており、正月などに家々を獅子頭を廻して歩く習俗が今に続いている。そして羽黒権現の獅子舞を預かっていた和泉太夫をはじめ、式部太夫、長畔太夫、兵部太夫らは神人とはいえず黒の末派に数えられていた人々だ。彼らの地元の集落でも獅子舞を舞っていたことは容易に想像がつく。

これらの権現舞や獅子舞が、果たして羽黒山が源流なのかという議論になると、これはむずかしい。しかし熊野三山本地仏の内、千手観音が変容を遂げて聖観音になったいきさつを考えると、熊野信仰が東北地方に受け入れられる際に変容を遂げ、出羽三山信仰という新たな価値体系が創出された⁽⁸²⁾という発想を視野に入れたいわけにはゆかない。

番楽と獅子舞に関して山路は「東北の山伏神楽や番楽の源流を考えるためには、都にあって獅子頭を奉じて諸国をまわり、その余興として

「猿楽」を演じて見せた南北朝期の獅子舞座を詳しく見ておく必要がある。京都祇園社の師子舞座の形態が直接に山伏神楽や番楽の源流になったと考えているわけではむろんない」とした上で、師子舞座の構造と山伏神楽・番楽のそれとの類似点を指摘した。その上で、観応三年（一二三〇）八月一日付けの「秋田城之介源泰長寄進状」を挙げ、城之介が明遍院（熊野神社）に三ヶ庄の莊園と「雄勝・平鹿・山乏」三郡の牛玉法印の配布権及び獅子舞の舞場権を与えたことなどをその根拠とした。⁽⁸⁴⁾

獅子舞や権現舞の伝播や成立には、こうした先行芸能との関わりを考えるべきだろう。修験者も一山を構えていた集落では年齢階梯に伴い、舞楽や田楽などの芸能を体得する必要があった。東北地方で中世期に栄えた有力寺院には、舞楽や田楽が延年という形式となつて残っている場合もあり、直接の伝播関係は確定できないが、舞楽が伝わる地での獅子舞と、山伏神楽・番楽が伝わる地での獅子舞の交流関係の再考が必要となるろう。

その背景として、東北地方でも一二世紀には熊野堂が建立され、一三〇一五世紀には熊野や羽黒の先達が各地で檀那を訪れ、在地でも有力な先達が広範囲に檀那を有していた。さらに熊野先達は南北朝期以降は東北北部にまで教線を延ばし、在地の有力な武士層を取り込み、彼らは先達に連れられて熊野参詣もしていた。そして南北朝期に南朝に与していた霊山が灰燼に帰した時期を境に、霊山に依拠していた修験者が周辺に散在するようになり、地域の武士層と直接交流を持つようになり、修験者は有力武士層を一族単位で檀那とするようになった。こうした動きが東北地方の獅子のあり方にも影響を与えていたと考えるべきだろう。

中世期も南北朝期以降になると、獅子頭の記録も見られるようになる。すなわち熊野や羽黒への先達をするだけでなく、檀那の家々の安泰と繁栄を保証するべく、牛玉宝印、神札の配札に加えて、獅子頭による悪魔祓いの祈禱をして歩くようになっていったと、資料から考えることがで

きる。

そして近世期になると、南部藩領内では獅子頭による廻村を巡って、修験者相互の確執や訴訟などの記録から、その活動実態が具体的に見えってきた。

下北半島にある目名不動院文書が示していたのは、宝永年中以降に不動院が行った宗教活動には、熊野大権現宮で行われる神事、祭礼の湯立てと神楽、四季の祭にも神楽を行っていた。霞の村々を歩く際には、獅子舞、権現廻しと称していた。南部藩惣録の自光坊から出された文書からは、獅子舞の廻村にも年行事の許可が必要だったことが見えてきた。五百多門院配下の修験者達が提出した書類には「社風神楽の獅子舞」と称するものがあった。これには南部藩三六代藩主南部利敬の神道好みが背景にあった。利敬は文化九年（一八一二）には神祇道の伝授を受け、文化一〇年（一八一三）には領内に「修験道相止め、神祇道を信仰すべし」という達しを出した。政治に翻弄された好例であろう。

宮古市黒森神楽は宝暦年間（一七五一―一六四）以降、陸中沿岸地方の修験者から数多くの訴訟が起こされたため、記録が残っている。黒森権現社の別当が獅子頭を権現獅子と称して廻村していた記録も、目名村不動院文書も、五百多門院文書も、中心は権現獅子頭に関する訴えが主であった。このことは、修験者たちが依拠してきた神社（権現社）の神霊を獅子頭に降臨させ、神々の象徴としての獅子頭を振り廻し、祈禱をして歩くことが、彼らの宗教活動の重要な一環であり、それは大きな収入源だったからだ。だからこそ陸中沿岸地方の修験者は黒森権現社別当に対して数多くの訴訟を行った。それは各修験者が自分たちの宗教的な活動の場を守ることでなく、経済活動とも結びついた死活問題だったからだ。また宗教者に雇われて神楽の廻村に歩いていた陸中沿岸地方の神楽衆の収入は、冬場だけとはいえ大きな現金収入でもあった。

かつて烏海山麓の修験集落だった山形県遊佐町蕨岡、同吹浦、秋田県

由利本莊市矢島、にかほ市小滝地区では、獅子頭を擁して春と夏に周辺の霞の集落を廻っていたし、今も廻村している。これら鳥海山麓の修験者達は近世初期まで羽黒山との緩やかな関係を保ち、その影響は近世以降に教派修験道に所属し、あるいは仏教宗派に属するようになった後も、羽黒とつながりのあった時代の修行方式、年中行事を執り行ってきた。それが可能だったのは、矢島以外の三カ所の修験者がそれぞれの集落に集住し、一種の宗教集落として成り立っていたからでもある。このことは集落内で充実した人員を確保し、初入峰から続く修行体系を確立し、延年や田楽と称するような総合芸能大会も自分たちの年齢階梯における修行の一環の役割とされるようになっていったからであろう。誰もが芸能に携わること、さらに檀那場への獅子舞の巡行も可能となったと考えることができる。

矢島修験も逆峰と称して道者を率いて鳥海山頂へ赴いたり、山頂の支配権や山頂の権現堂立て替えを巡り、順峰と称していた蕨岡修験との訴訟を繰り返すなど、まとまりを見せていた。⁽⁸⁶⁾しかし彼らは矢島領内各地に散在しており、また修験道の修行法式中に延年も含めた芸能を取り込むことはなかった。一方で前述のように矢島の修験者は地元集落において獅子舞による祈禱を行い、獅子舞の祖とされたり、藩主との結びつきがあった地域の獅子舞は特別の処遇を得ていた。一方修験者のいない集落にも獅子舞は広がり、それが村人自身による獅子宿の運営など、特別な家柄を生むようになる。こうしたことは村人が芸能に触れる機会を作り、村人自身による番楽の編成も可能になったと思われる。

このことは宗教集落として、あるいは一山組織として、宗教者が集住している地域と、自分の霞場あるいは檀那場に住み、個別に宗教活動を行なっている修験者とは、その宗教活動の方法が自ずから異なってくるのではないだろうか。

さらに羽黒山では一山の修験者だけでなく、羽黒山と緩やかなつな

がりのあった周辺の修験者たちが法華八講会には参集して舞楽を演じていた。その周辺の修験集落では鳥海山麓の修験集落と同様、地域の周辺の集落を獅子頭を廻して歩き、高寺では今も舞楽を伝え、金峰山や他の修験寺院でも舞童銭を出したり、稚児や五人の番僧を出していたところから、周辺の修験寺院でもかつては舞楽があった可能性もある。蕨岡にある鳥海山龍頭寺は明暦元年（一六五五）までは松岳山観音寺を名乗っていた。この観音寺は羽黒山の縁起に見るように、羽黒山の舞楽を伴う法会に出仕していたのだ。蕨岡の延年は鳥海山周辺の吹浦田楽、小滝チヨウクライロ舞との交流を伺うことができ、さらに平田町新山神社の延年とのつながりも見落とすことはできない。先の進藤重紀による『出羽国風土略記』には、新光山景勝寺の九坊の衆徒が祭礼の折には、獅子舞を舞い、その後は田楽番組があり、吹浦、高寺に同じとある。稚児舞は今も大人の舞に変わってしまったている。

羽黒山では山内衆徒が年齢階梯の中で芸能を演じるという例がなかったか、あるいは途絶えてしまったためか、大がかりな法会などの行事の後には、周辺地域の羽黒山と関わりがあった社寺からの舞楽の素養のある者たちが呼ばれたのであろう。

東北地方には毛越寺の延年を初め、田楽、舞楽、能等を総合した芸能を伝えている寺社が今も多くあるが、その中核ともいえる舞楽が、山形県山形市山寺の立石寺、寒河江市慈恩寺や河北町谷地八幡宮に伝えられている林家舞楽であろう。立石寺を開いた慈覚大師と共に、この地に来た大阪四天王寺の林家の縁の者が伝えたという舞楽が今も林家一子相伝の形で伝えられている。そして慈恩寺での舞楽法会においては谷地八幡宮から、谷地八幡宮の例祭においては慈恩寺から、それぞれ舞手を出してお互いに交流している。

また南陽市宮内熊野神社には、嘉吉三年（一四四三）に熊野神社が炎上した際に獅子頭も救出されたという記録が残っていた。記録として記

されるほど当時としては大切なものだったのだ。この熊野神社には稚児舞が残り、これは高島町阿久津八幡神社に伝わる阿久津延年から伝えられたとされる。阿久津八幡神社は慈覚大師の来訪を伝承として持ち、学頭は金蔵院で、衆徒一二坊、神職三二家を擁し、聖観音、薬師如来、阿彌陀如来の本地仏があった。この阿久津延年は御神楽とも称し、社人の大地権大夫が舞楽の師職を務め、宝永元年（一七〇四）以前は名取の熊野神社の例祭に舞楽師として毎年招かれていた。その後南陽市宮内の熊野神社に舞人様として児童の舞を教授していた。⁽⁸⁸⁾

このように芸能は寺院に属した僧侶や宗教者を介して相互に伝授され、あるいは彼らは選ばれて得意な舞を演じに行くことさえあった。吉野金峰山では鎌倉時代末期に成立した『金峰山創草記』中の「山上勤事」の五月と九月には、山伏が出峰する際に験競べと延年を演じたという記録が残っている。さらに室町期の『当山年中行事条々』には、修正会、一切経会、三〇講会など大きな催しでは、南都や天王寺楽所や、猿楽の専門化を楽頭職として招いたりもしていた。また吉野金蔵院の遊僧が、奈良に將軍足利義教を迎えての延年に招かれて出演もしていた。⁽⁸⁹⁾

東北地方でも慈恩寺や毛越寺そして羽黒山を中心とした宗教者や修験者が舞楽、田楽など、宗教儀礼に伴う延年の場において、さまざまな芸能を演じてきた。そしてそれは一山組織の整った大きな宗教施設だけではなく、四〇三〇坊足らずの小さな宗教集落であっても、その地域の中心核となっていた宗教集団は、自分たちの年齢階梯に伴った修行体系として芸能も取り込んでいた。そうした彼らが布教活動の一環として獅子舞を取り入れ、自分たちの住む集落だけではなく、信仰圏とも言える範囲を廻村する場合が多く見られる。この範囲は修験者が廻っていた地域であれば、それは霞場あるいは檀那場とも言えるだろう。

東北地方では獅子舞は、舞楽や田楽など社寺で行なわれてきた法会などに伴う延年など総合芸能の一部として伝わり、行道の際の先導役など

を務め、神輿の巡幸の先導などもした。しかし獅子舞は寺社の芸能の一部だけにはとどまらず、神事の際には具体的な神霊の現われとしての獅子の存在も見えてきた。また獅子は人々の住む家々を廻って歩き、祓い、鎮め、祝福を与えるという祈祷芸能の道を歩んできた。だから山伏神楽・番楽をのみ追いかけていたのでは、東北の獅子舞の姿を充分にとらえることはできないと考える。獅子舞の現場で獅子がどのように生き、どのように生かされてきたのが重要となろう。同じ獅子頭が行道にも、神事の場合での神降ろしと繋がるような獅子舞にも、神輿の巡幸の先導にも、村々家々を廻村する際にも、修験者やその関係者と行動をともしてきた。

それでは修験者はなぜ獅子頭にそのような力を見いだすことができたのだろうか。なぜ東北地方でだけ獅子頭が特殊な使われ方をしたのだろうか。

まず範囲は限られているが、近世期の南部藩で、どの程度の宗教者がいたのかを、延享元年（一七四四）八月二日付けの「領分中宗旨改郡分人数帳」⁽⁹⁰⁾から探ってみよう。この「人数帳」には岩手、志和、稗貫、和賀、閉伊、鹿角、二戸、三戸、九戸、北の各郡別に百姓（男女別）、町人（男女別）、出家、行人、山伏・神子（その家人の男女別）、社人、比丘尼、座頭・瞽女（その家人の男女別）、そしてそれらの合計と男女別の合計人口が記されており、当時の人口を知る上では貴重な資料である。ここでは本論の趣旨から、山伏、社人、座頭、出家の各郡別の数と合計の数を出してみたい。

岩手	山伏一三一人、社人四二人、座頭一四一人、出家二八三人
紫波	三六 二 五六 九八
稗貫	六一 六 五二 一一七
和賀	六八 〇 六一 九〇
閉伊	三六二 四 七九 一五〇

鹿角	四九	五	二八	六六
二戸	五二	〇	六九	六四
三戸	五九	四	七三	三五
九戸	一五	〇	二〇	一
北	七八	〇	五三	一二二
計	九一一	六三	六三二	一〇二六

この表を見れば、社人の数が少ないことが一目瞭然である。この時代から六五年後の文化一〇年（一八一二）に、吉田家から神祇道の伝授を受けた神道かぶれの藩主南部利敬が、「修験道相止め、神祇道を信仰すべし」という達しを出したのも、神道好きの藩主の立場を考えれば納得がゆく数ではないだろうか。これは南部藩だけの例だが、修験者の活躍を数字の上からも把握しておくことが東北地方の修験が関与した獅子舞を考える上では重要なことだと考える。その上で修験と獅子舞の関わりを考えてみよう。

山路は悪魔を祓う威力のある獅子頭を熊野に本拠をおいた山伏が利用し、神影向の具体的な姿として利用した⁽⁹¹⁾という。小谷は熊野の神の現われとして獅子頭は東北地方において重要な役割を担っていた⁽⁹²⁾という。しかし東北地方の修験者が中心となって活躍していた寺社に限っても、獅子頭は熊野の神としてのみ機能していたわけではなかった。獅子頭に降りてくる神霊はもちろん熊野の神が多い。しかし権現獅子頭と称したときには、修験者やその地の宗教者が依拠している社寺の神霊が降りてくるし、それはその地の聖地、聖なる山岳の神霊そのものとも言えるのではないだろうか。陸中沿岸地方では神楽衆が同じメンバーでも、獅子頭の違いによって神楽の名称が異なる。獅子頭に降りてくる神霊の名称が神楽の名称になっているのだ。司東はそれを「なんでも権現さまにしている」と指摘している。だからこそ司東の言う牛頭天王や蘇民将来といった疫病除けの信仰⁽⁹³⁾だけでなく、道を先導し、地域を祓い、悪を払い、

悪霊を鎮め、身体の健康や安全を祈り、新築の家や建造物の払いをし、仏の供養をし、祝福を与えてきた。それら多くの機能が獅子頭にまとうりついてきたのは、人々の願いを聞き届けることを可能にした修験者の呪的能力と神霊を操作する能力が考えられるだろう。

そして修験者の呪的能力を信じ、それに期待した地域の人々の願いが上げられるだろう。神の姿を見たい、その声を聞きたいとする心性は東北地方ではことのほか強い。それ故、神やホトケの言葉を話す宗教者への期待は今も強く、また獅子頭を権現様として、そこに祈りや願いを込めてきたのだ。そして「獅子頭」そのものに備わった造形、それは大陸から伝来した唐獅子や麒麟の形「しし」の言葉を持つ「師子」「宍」「肉」などと、熊や猪や鹿や羚羊などの動物と創造上の交流から形作られてきた獣性も、聖なる獅子の威力を表現するのに大きな役割を果たしてきた。こうした事柄が豊かな獅子の造形と機能を付与してきたのではないだろうか。秋田県北部に伝わる番楽に獅子舞がついていないのは、風流系の獅子踊や獅子舞が単独に存在することからかもしれない⁽⁹⁴⁾との指摘は示唆に富むものといえるだろう。

神霊が人々の生活の場近くまで訪れるには、神輿よりも獅子頭の方が一軒一軒の家を廻ることが可能になるし、獅子に噛んだり触れてもらう、あるいは幕の間を潜るなど、信仰している側が直接身体的な感覚を持って神霊と交流することができるからだ。

このように熊野にのみ焦点を当てていたのではその具体的な姿を見失ってしまう。それは神々の姿に直接触れることを望み、そのためには神霊の姿を芸能の中だけではなく、さまざまな儀礼の場面において直接見ることを望んだ地域住民が、そうした磁場を与えたと見るべきではないだろうか。そしてその磁場を最も有効に活用する能力を持っていた宗教者の一群が修験者だったのだ。

終わりに

山伏神楽・番楽と結びつけて考えられることの多かつた権現舞と獅子舞を、その主な担い手であった修験者との関わりの中で再考してみた。その結果、地域に定着した個々の修験者にとつてだけではなく、一山を構え修験集落を形成してきた地域でも、獅子舞は重要な儀礼と宗教活動の一翼を担っていた。それは一山を形成してきた修験集落が、他の仏教寺院と同じように、法会の後や、任位・任官など僧侶や長官の昇進や就任儀礼の場に、賓客の来臨を得て行われる延年、それに連なる舞楽や田楽ともつながる総合芸能の姿を伝えていたからでもある。ここにきて獅子舞は山伏神楽・番楽だけではなく、延年や舞楽とも関わりがあったことが見えてきた。このことは修験者が関わる場の広がりをも示していることになる。そうした場を想定して、今後は修験者が関わってきた儀礼や芸能を再考する必要があるだろう。

註

- (1) 本田安次『日本の伝統芸能 第五巻 神楽Ⅴ 山伏神楽・番楽(復刻)』錦正社 平成六年
- (2) 本田安次 前掲(1)に同 一―四頁
- (3) 本田安次『日本の伝統芸能 第二巻 神楽Ⅱ』錦正社 平成五年 一九四―二〇〇頁
- (4) 山路興造『山伏神楽・番楽の源流』『民俗芸能研究』第六号 民俗芸能学会 一九八七 一―一八頁
- (5) 神田より子「権現舞と修験者」『山岳修験―修験と芸能特集号―』第三二号 日本山岳修験学会 二〇〇三 九―一七頁
- (6) 以上は『熊野那智大社文書』(第一―第六)所収 続群書類従完成会 一九九一
- (7) 豊田武「東北中世の修験道とその資料」戸川安章編『山岳宗教資料叢書』五 名著出版 一九七五 四―一五九頁

- (8) 新城美恵子「中世後期熊野先達の在所とその地域的特徴」『本山派修験と熊野先達』岩田書院 一九九九 一―三〇頁
- (9) 新城美恵子「坂東屋富松について―有力先達の成立と商人の介入―」前掲書に同 五一―六四頁
- (10) 森毅「中世の熊野系修験と奥州」『修験道霞職の史的研究』名著出版 一九八九 三四―六六頁
- (11) 宮家準「熊野修験」吉川弘文館 一九九二 二二―三三頁
- (12) 高橋正「熊野信仰の東北への伝播―北部出羽国を中心として―」『熊野信仰と東北―名宝でたどる祈りの歴史―』『熊野信仰と東北展』実行委員会事務局 二〇〇六 一八〇―一八五頁
- (13) 政次浩「東北地方の熊野信仰と出羽三山信仰についての覚え書」前掲(12)に同 一八六―一九〇頁
- (14) 豊田武 前掲(7)に同、戸川安章校注『神道大系 神社編三二 出羽三山』神道大系編纂会 一九八二 五四―五四八頁、森毅「中世期羽黒系の在地修験」前掲(10)に同 六七―七七頁
- (15) 神田より子 前掲(5)に同 九―一七頁
- (16) 司東真雄・沼山源喜治編著『岩手の獅子頭(権現さま)』北上史談会 一九七五
- (17) 神田より子「陸中沿岸地方の廻り神楽報告書」宮古市 一九九九 三二―三三頁
- (18) 秋田県教育委員会編「秋田県の民俗芸能―秋田県民俗芸能緊急調査報告書―」秋田県文化財保護協会 一九九三 二八頁
- (19) 高橋正 前掲(12)に同、一八一頁
- (20) 秋田県教育委員会編 前掲(18)に同、二八頁
- (21) 小谷竜介「熊野信仰の東北への伝播―北部出羽国を中心として―」前掲(12)に同、二二―四頁
- (22) 進藤重記「出羽国大社考卷之二」神田より子「吹浦田楽」所収 遊佐町教育委員会 一九九六 三五―四五頁
- (23) 山形県『山形県史 資料編 一五下 古代中世資料二』一九七九 三五―四四頁
- (24) 町田市立博物館編『町田市立博物館図録 第九八集 獅子頭―東日本を中心に―』一九九六 一八頁
- (25) 戸川安章「金峰山の一山組織と神仏分離」『新版出羽三山修験道の研究』校正 出版社 一九八六 四七―四八頁
- (26) 小谷竜介 前掲(12)資料解説 資料番号三二五 二二頁
- (27) 東通村教育委員会編「奥州南部北郡田名部目名村不動院」一九九〇

(28) 青森県三戸郡新郷村「五戸多門院文書」なお多門院文書は公刊されていない、以下の資料は全文を掲載した。翻刻は郷土文化史研究所の岸昌一氏による。

「五戸多門院文書」のうち資料二

「三月二十七日付御尊状四月八日善行院宅にて同人より相届奉拜見候、御尊院様益 御揃御機嫌能可被為遊御座珍重奉存候、次拙僧共無事修業罷有申候、乍恐御案慮思召被遊可被下候、隨て当年は熊野大権現神樂舞之御折袴願番御座候て、大正院・大行坊子供野辺地へ參候て宗門上納錢取立上納仕候、御受納被遊下度候

一 此度被仰遣二ハ、金剛院よりあたご前立権現再建仕度旨御内々御承り被遊候二付、仲間指支等も無御座候ハ、本人より可申遣趣被仰遣奉畏候得共、一切同行中不及相決二、吾人切二直二願上候等奉存候、古例よりあたご前立御座候義不存事二御座候、同人ニ相尋不申候得共人ニより承候所あたご前立なき所再建申上候て、私同様二舞を舞て野辺地御支配所并七戸領・五戸領えも相廻候心掛之義企て御座候由承候、新キ獅子大工ニきざませ可申心得之義成候、唯今ハ目名村不動院、田名部大学院兩所之大権現御祈禱再拜二御座候、元來は目名村不動院古昔より熊野大権現獅子頭御座候、然ル所田名部大学院ハ吉祥院と申時代獅子頭熊野大権現二御座候て、田名部御支配所相廻候、右之吉祥院代迄相廻候所、百五十年余相やめ不相廻、田名部在岩屋村と申所え末ニ成完拂置候所ニ、田名部住居之山伏五人ニて及相決、右之獅子舞再建仕度旨願書以奉願上候所、自光坊様より願之通被仰付候所、不動院不相趣奉願上候、森岡表相詰め御役人様方同人ニ御添心方有、亦ハ田名部御代官中老人ニ不動院力を付、老人ハ田名部五人ニ力付、双方争論相成、御下役所も老人ハ不動院ニ付、老人ハ田名部五人ニ付、田名部よりも森岡へ相詰メ、自光坊様も古例なき事ハ不被仰付候得共、其筋様より御尋預り御面倒御心配被遊候由、田名部法中方其筋度々御咄合被成候、寺社御奉行えも両方より罷出奉願上候得共相片付不申ハ六七年相掛り、双方争論仕候、夫より田名部御代官ニ大光寺彦右衛門殿大御目付・御勘定頭兼役ニ、松田茂左衛門様田名部通万事とりしめ、御詰合之内御同人二度々願上、御表并寺社御奉行取こしらい漸之事ニて成就仕候、其内大金も有借金仕、五人山伏難儀仕候、其節盛岡詰遣金等不足付利息金かり出候て用立申候、拙僧所持之舞道具四五年中貸候得は、始をわり共ニ存居申候、茂左衛門様・彦右衛門殿右キ色々迷惑被成候程ニ御世話被成候て被仰付候、古例有事さい百五十年もやめ置事ニ候得ハ、六七年争論及候、乍去古例有事故茂左衛門様・彦右衛門殿御預以成就仕候、私も万事添心仕候故善悪共よく存居候、古例有事さい右之通二御座候、まして金剛院申上候ハ古

例もなき事くわ立、あたご前立再建と申上候て新キ獅子をきざませ、獅子舞相廻心掛御座候、古昔より野辺地あたご前立御座候て獅子舞二御廻断合い不存候、又ハ先祖より之書扣も無御座候、金剛院一人之大欲無道之心得二て一切無御座候事、悪心くわ立申事二候、田名部御支配所と違イ野辺地御支配小場所ニて、唯今ニ成拙僧一人之御折袴権現相廻さい在町共極々大義ニ存居候事御座候、此上ニ同人古例なき事御尊院様被仰付と申て獅子舞ニ相廻候てハ右キ拙僧之不為成候、他人なれば私ニよぐ心為ニ皆人共有事ニ御座候得共、親父之出たる先祖代々之かぶ私之よぐ為見方合ニて私ニ取合せもなぐ直二願上候義、私ニ弓を引キ先祖代々之かぶをばい取る同様之悪心大悪道ニ御座候、決て以被仰付被下間敷候、被仰付被下候てハ私・金剛院之争論之元御座候、古例有る事御座候得は、御尊様より被仰付ハ背キ不申候得共、古例なき事故奉申上候、唯あたごの宮前立再建仕候斗ニ候得は御尊院様えハ不奉願上も之ニ御座候、新キなき小社さい乍恐御上様不申上ニ内々秘シテ建立之社も御座候得共、吟味不仕其候仕居候、此後ハおして態人以直々奉願上候共御免被下間敷奉願上候、古例より奉願上候事ハ私并本人同行中印形以奉願上候義奉存候、私ニも同行中ニも内訳なく老人直願上候古例もなき事ニ奉存候、私共をなき者ニ致同心心得御座候、末々私なき者仕直々願上ニ諸事仕候悪心と奉存候、幸イ同行中御尊書拜見させ申候所、同行中驚人奉存候、金剛院知らせ不申候、同行中無承知御座候、たとい同行衆承知仕候ても私ハ大キ指支相成候故無承知ニ候、此末何程奉願上候ても御聞入被下間敷候、乍恐金錢首尾以奉願上候ても御決済被下間敷候、何事申上候ても同人え御返書不被下二御うつすて置キ被遊下度奉願上候、私をふみつぶす悪心ニ御座候、誠ニ兄弟ハ他人之始りと申皆人申如く御座候、私ハ何事もかこわり不申候得共、酒呑候時ハ何んのわけもなく悪口申事度々御座候、悪道ニて手ニ余リ申候、同母腹より不出もの故二右之通ニ候哉、同腹より出たる弟なれば毎度より致方も御座候得共、義理之母之手前おもひ堪忍仕居候、右躰之悪道者大俗ニ御座候て、商売人之よふに人之商売を人之手よりうばい取心得之義御座候、決て此後何事も御取上被下間敷候、誠ニ此願ハ私之かぶの指支成る願ニ御座候、古例之通何事も私之直筆印形なく願書ハ御承知被下間敷奉願上候、金剛院より何事も願上候義御聞入被下間敷候、御免被下候てハ乍恐御うらみ申上候、金剛院ハ町ニ住居仕候得は、田畑不作、遊居、酒呑、口ニ任云たい事云居候、色々二名ヲ付若者共す、め、新キ庚申当廿三夜当となき所えも立、初尾取り工夫人御座候、諸事不足なき事ニ、其上大よく心をおこし、獅子舞相廻くわ立仕候、私共ハ在二住居候得は、田畑作家内相統仕候得は、社々も在方故

一切不足徳用も無之暮方相兼候、家内手廻人数沢山にて難儀仕候、獅子舞斗ハ徳用不足候ても先祖代々よりかぶ御座候、古昔より 御本山様・公儀様・御国守様えも書上仕候二も野辺地領吹越村熊野大権現は永々獅子頭にて御支配所中御祈祷二相且廻候を、野辺地御飯屋御書留明白御座候、御支配所二ハ吹越村権現より外無御座候、御上様え 吹越村熊野山大権現獅子頭別当大光院ト 書上仕扣も御座候、御支配所ニ獅子頭ト申候は吹越村大権現より一切無御座候、奉恐人候得共御覚可被遊御座候、あたご前立を以獅子舞相廻覚無之候、あたご権現ハ横浜村有り、権現之名付候神ハ御支配所沢山御座候、鶏沢大正院持宮法量権現、善行院持宮二もぜん海権現御座候得ハ、金剛院同前心得可申と奉存候、前立有方も御座候、左様仕候て皆新キ小場二五頭も獅子舞相出可申と奉存候、此末々は皆我俣仕勝手次第可仕候と奉存候、あたご前立申上候吹越村熊野権現ハ前立なく、本神二御座候、慈覚大師御作にて当年迄九百六十年余二成候、年号貞観年中二御座候、何方もあたご前立権現以獅子舞仕候例承知不仕候、内々二一兩年より野辺地袋町若者共手作獅子舞前立申て、正月遊びニ舞之まね仕、米餅米もらい候、右錢を金剛院へ責貳貫文と呉れ候由承知仕候得共、不存体仕置申候、右手作獅子舞を宜敷大工二きごませ、表通御専院様願上、又は御上様願上候て獅子舞二廻心得と相見申候、何分田名部在ハ村々沢山、若者共正月遊び村々廻舞之まね仕候得共、其村々の別当共か、わり不申候、目名村・田名部両所斗御座候、野辺地并七戸在・五戸在相廻候心得之由、内訳之者より野辺地表にて承申候、扱々おそろしき大よぐ心たくみ事二御座候間、決て何事奉願上候ても御決済被下間敷候、御決済被下候てハ御恨申上候、他人なれば無杯も無之候、兄弟之合右悪心先祖代々えたいして申訳もなき仕合奉存候、親父先祖え弓を引キ候間相成不申候、若しおして奉願上候節ハ乍恐親子三人身命二掛て不相成候間、乍恐御厚情を以私家を先祖代々の通御立置キ被下度候、何程色々願上候共御聞捨被遊、前立再建仕候て獅子舞相廻候事御やめ被下度奉願上候、紙面片言ニハ御座候得共、偽成事不申上候、不悪御聞捨被遊、私家立被下度奉願上候、金剛院願上候義被仰不被下候てハ私家相立不申候、同人おし／＼願上候共何事も御聞済不被遊、古例無之候間、指支仕候間あたご前立再建獅子舞相廻決て不相成と被仰遣被遊下度奉願上候、幾重二も古例なき事ハ不相成趣被仰付被下度奉願上候、何卒当年中罷上委細申上度奉願上候、御助力を以私家御立被遊下度偏ニ奉願上候 以上

四月十二日

多門院尊様 上

大光院

(29) 岸昌一編「南部領宗教関係資料三 寺社記録」解題 岩田書院 二〇〇六

(30) 神田より子 前掲(17)に同、なおここで使ったオリジナル資料の所収は以下の通りである。宮古市教育委員会編「宮古市史近世資料集九一」宮古市一九九六、宮古市教育委員会編「宮古市史近世資料集九二」宮古市一九九六資料五「黒森権現廻村の騒動記」(宝暦八年 宮古黒森山 三閉伊村所附帳 獅子舞廻し方 寅ノ三月)(宮古市中沢与一家文書)の全文を以下に載せる。

乍恐奉願上候事

「拙者預黒森権現、往古より三閉伊南北隔年為御祈祷奉守相廻、拙者別当職相蒙只今迄隔年無相違相廻罷在候、然所去年十月、前例之通北通相廻候処、宮古御代官所赤前村真祥院觸下之山伏共、罷通筋於処々致難儀候へ共、右申上候通、往古より拙代迄無相違相廻り候事故、右之筋山伏共為申知罷通殊ニ南北三閉伊之者共往古より帰依仕候事故、権現奉守罷通候儀は兼て承知仕居候故、其御は権現御宿等迄於三閉伊前々より相定居候様ニ御座候所、去々年十月右申上候通於所々山伏共指支申候事故、権現御宿等迄指支有之候様罷成候、往古より無相違罷通候趣山伏共為申知候得共、不得止事致難儀、同所代官所之内中嶋村ト申所罷通候節、善行院ト申候山伏罷通候支申候儀ニ付、此所は罷通候へ共家別ニは相廻兼、余村へ相廻罷通候儀、依之奉願上候儀恐多奉存候得共、拙者儀は右三閉伊南北各箇年置家別権現奉守、得志之助成罷仕候、然処右申上候通御座候得は、此以後相廻候節從、御上様御書付にても頂戴不仕候へては、此御節二も御座候間、猶又難儀申掛、古来より相廻候処指支可仕ト奉存候二付、恐多奉存候得共以御慈悲ノ御了簡以後罷通候節山伏共難儀不仕候様ニ成共右御書付成共被下置候様奉願上候、願之通被成下候ハ、難有仕合奉存候、右之趣宜被仰上被下度奉願上候 以上

三月

黒森別当

小重郎 判

永福寺

方丈様

口上之覚

黒森別当、本仕申上候通相違も無御座候、古来より南北三閉伊隔年権現奉守相廻、家別志之得助成罷仕候所、去年十月北通相廻候於所々山伏共相廻候様指支、不相廻候由申出候間、山伏共へ古来筋為申知承知仕候ト御上様へ奉願上候儀ニは無御座候得共、弥難儀申候て不相廻候趣申出候二付、無拋奉願上候旨、右之通にては末々猶又相募廻候儀難儀可仕ト奉存候、別当奉願上候通

二御座候間、以御憐愍右来候通罷通候節、山伏共難決不仕様御書付成共被下置候様被成下度奉願上候、右之趣可然被仰上被下度頼入存候 已上

三月

永福寺

梁田平右衛門 殿

沼宮内浅右衛門殿

申渡候覚

此度其方儀申出候趣預、黒森権現古来より三閉伊北南年々相廻、志之得初尾罷通候処、去秋北通相廻候砌、所々にて山伏共相廻候儀難決申出、権現相廻候儀指支申出候二付、古来より相廻候儀申出候得共、不得止事相通不申候由山伏共申出候二付其通二も難捨置、右之段訴出、今日右之趣遂吟味候上寺社御奉行中へも申出候処、段々御吟味之上此度被仰渡候趣は、黒森別当申出候趣遂吟味候所、古来より三閉伊相廻候儀相違無御座候間、弥古来相廻候通此末共相廻候様被 仰渡候間、右之趣致承知古来之通相廻可申もの也

宝曆八年四月

永福寺 役僧

黒森別当

小重郎方え

(中略)

口上之覚

一 黒森山御祭礼守札引配之義は赤龍寺より宮古御飯屋并下役・御物書中迄差出、宮古町・歟ヶ崎両所引配仕来候
一 御初尾之義ハ赤龍寺住持之僧御座候頃は如何取斗ひ候哉、近年ニ至り俗別当方斗にて引請罷在候

一 御供田之義は俗別当先祖持地之由、然所不如意ニ付永代充難可申趣之処、其節之御代官意付にて黒森銭之内を以被買戻、直々御願被置、尤黒森山へ為御供田御預被成候義ト相心得、其方持地トは心得申間敷旨被申達候趣申伝にて、俗別当所務罷在候、尤津守兵庫神主被仰付候内は、前三ヶ条共二引請罷在候

一 獅子舞之義ハ従前々俗別当并同行之者共三閉伊大凡相廻り来候、但三閉伊村所付は別帳ニ申上候通ニ御座候、尤兵庫神主中ハ右獅子舞初尾等も半分引請所務罷在候趣ニ御座候右之通御沙汰ニ付書上申候 已上

文政四年巳三月

宮古黒森山社僧別当

赤龍寺兼帯

長根寺

永福寺方丈 師役寮

獅子舞、村所付書上候様御沙汰ニ付、前文より村所書取隔年ニ相廻り候趣別帳にて正月廿七日御役僧を以差出候 已上

(31) 森毅「修験道派閥の角逐」前掲(10)に同、一三〇—一九七頁

(32) 神田より子 前掲(17)に同、

(33) 前掲(17)に同

(34) 宮古市教育委員会編「宮古市史近世資料集九—二」宮古市 一九九六

(35) 宮古市教育委員会編「宮古市史近世資料集九—二」宮古市 一九九六

(36) 前掲(35)に同

(37) 前掲(35)に同

(38) 神田より子「神楽の経済学—陸中沿岸地方の神楽資料から—」岩田勝編「神楽—歴史民俗論集—I」名著出版 一九九〇

(39) 本田安次 前掲(1)に同

(40) 湯沢市教育委員会編「佐竹南家御日記」第三卷 湯沢市 一九九九

(41) 湯沢市教育委員会編「佐竹南家御日記」第五卷 湯沢市 二〇〇四

(42) 内田武志・宮本常一編「菅江真澄全集」第四卷 未来社 一九七三 一七三頁、三四二—三四三頁

(43) 高山茂「本海番楽—鳥海山麓に伝わる修験の舞—」鳥海町教育委員会 二〇〇〇

(44) 宮家準「教派修験の成立」『修験道組織の研究』春秋社 一九九九 三八五—三八九頁

(45) 「諸宗階級(下)」国書刊行会編『続々群書類従 第二二』平凡社 一九七〇 四四三—四四五頁

(46) 象潟町教育委員会編「延年チヨウクライロ舞」一九八三、神田より子「蔵岡延年」遊佐町教育委員会 一九九四、同「吹浦田楽」同 一九九六、同「鳥海山蔵岡修験の宗教民俗学的研究」科学研究費補助金研究詠歌報告書 一九九七、同「鳥海山吹浦修験の宗教民俗学的研究」科学研究費補助金研究詠歌報告書 二〇〇三、同「鳥海山小滝修験の宗教民俗学的研究」科学研究費補助金研究成果報告書 二〇〇七

(47) 本田安次 前掲(1)に同、五三三—五三八頁

(48) 本田安次 前掲(1)に同、五六八—五六九頁

(49) 佐藤久治「鳥海山信仰と山麓修験」月光善弘編「山岳宗教史研究叢書七」名著出版 一九七七 三三三—三三三頁

- (50) 高山茂 前掲(43)に同、三一―一六頁
- (51) 高山茂 前掲(43)に同、八頁
- (52) 高山茂 前掲(43)に同、一三頁
- (53) 高山茂 前掲(43)に同、三一―一六頁
- (54) 佐藤久治 前掲(49)に同、三一―三二九頁
- (55) 戸川安章「鳥海山と修験道」前掲(49)に同、三四―一頁
- (56) 象潟町教育委員会編『延年チヨークライロ舞』一九八三 八一―一四頁
- (57) 進藤重紀「出羽国風土略記」八一―六 歴史図書社 一九七四
- (58) 象潟町教育委員会編 前掲(56)に同、四六頁
- (59) 前掲(56)に同、三七頁
- (60) 前掲(56)に同、六頁
- (61) 佐藤久治 前掲(49)に同、三一―六頁
- (62) 戸川安章「鳥海山と修験道」前掲(49)に同、三三―四―三三六―一頁
- (63) 進藤重紀 前掲(57)に同、六一―四六
- (64) 神田より子「吹浦田楽」遊佐町教育委員会 一九九六 四―五五頁
- (65) 神田より子 前掲(64)に同、三〇―三三五頁
- (66) 進藤重紀著「出羽国大社考」の内、巻二「両所官年中行義」は前掲「吹浦田楽」に掲載(句読点は筆者)
- 「 出羽国大社考巻之二
両所官年中行義
- 正月元日より三日まで、社家鶏明より出仕、御燈御飯衆味等を献す、進藤家祝詞を申す、荒木氏太鼓を打。
- 三日の晩、神主家にて神楽あり、佐藤式地庄太夫といふもの近年斉藤と改称す獅子を舞す、荒木氏太鼓を拍、神事終わりにて神酒を酌、明朝まで御銚を祭、同四日の朝式地宅へ御銚獅子頭を渡す、当日夕飯まで饗応あり、朝飯過神宮寺にて獅子を舞す、其後社中社外御銚庄太夫是を守護す獅子頭を渡す、同日尾落臥村永泉寺にて神事修行永泉寺は両所官へ由緒あるよし言伝れとも古実所見なし、終わりにて門前升川簀輪村まで巡行す。(五日の項略)
- 同六日浦辺より由利郡大砂川村迄御銚獅子頭を渡す、同村社内に入て巡行の事の由を申す吹浦両社勸請にして則両所大権現と称す、翌七日神酒供物を備進して獅子を舞す、同日役所横山氏にて神酒備進す、其後貝浜通順行蚊湯へ着、翌七日町奉行にて神酒供物を捧、進藤家御領内安全の旨心念黙持す、下社家太鼓を拍獅子頭を舞す、役人对座にて饗応あり、其後町中御銚獅子頭を渡し終て、中田何某といふもの社家を饗す、翌九日前川村長にて御銚を祭獅子頭を舞し、大竹村迄順行、御銚獅子頭を舞す、翌十日小国といふ所迄順行、
- 翌十一日仁嘉保平沢御役所にて御銚を祭獅子頭を舞す、翌十二日平沢より蛸沼迄海辺を順行、翌十三日御銚本社へ帰座、十五日月次の被修行余月唯之故に重てしるさす、廿八日月次の被修行所前に同し、
- 同初子の日荒瀬郷門田村へ御銚獅子頭を渡す、其年の頭家にて御銚を祭、其の後大月神社の大物忌月山両神の勸請にして神号の頭字をとれり御役人近年大槻と改しとそ本説を失ふ事にて歎に堪たり広前に神酒供物を備進、神拜終て下社家獅子頭を舞す、夫より新田目村へ順行して留守殿留守の事社記を引て末巻にするす後裔今井何某といふものを神事の始とす、衆人の末に修験となれるあり、古来神主家の庶子にして御銚獅子頭の止宿たり、翌丑日郡民安全の祈として島田古川両役所にて御銚を祭獅子頭を舞す進藤家神拜祝詞両社家太鼓獅子頭、翌寅日吉田新田村寺田何某といふものにて御飯神酒を献し獅子舞す、同日平田郷迄巡行、上曾根村御銚の止宿たり、其主は善性院といへる修験也、是も往古は両所官の神役人にして、由理飽海両郡御銚順行の供をつとむるの職たり、今は名代にて是を勤む、両郷御銚渡し終りて巳の日御銚帰座、夫より遊佐郷御銚を渡す作法前のごとし、大古は御輿渡し給ふといへり獅子頭を被りて御輿の前を扛うふ事は諸書に見へたりいつとなく御輿の渡御し給ふ事の絶えて付もののみ渡る事歎々敷事也、両郷の中に日向川あり、船に召しる、ころ御輿を休めし地を今に神輿休村といふ、郡民御銚渡し給ふこゝ種粉を献す、五穀の神にて座すゆへに年穀折る義也、由理飽海両郡は御敷地にして、年々神幸座し諸人に敬神の儀を示給ふは有難事ならずや、羽州の冠社たる事諸人仰てしるへし、小縁の事にはおもふへからす」
- (67) 神田より子「蕨岡延年」遊佐町教育委員会 一九九四 五―一頁
- (68) 神田より子「鳥海山蕨岡修験の胎内修行」『山岳修験』第一七号 日本山岳修験学会 一九九六 二二―二六頁
- (69) 筒井裕「山岳信仰の神社における高祖式の形成―国幣中社大物忌神社を事例に―」『歴史地理学』四六―一 二〇〇四 三三―四八頁
- (70) 神田より子 前掲(67)に同、二八頁
- (71) 松本良一「遊佐町史資料 鳥海山資料(鳥海山史)」第一号 遊佐町 一九八六 四七―四八頁、一三一―一六二頁
- (72) 戸川安章「金峰山の山組織と神仏分離」前掲(25)に同、四七三―四八八頁
- (73) 戸川安章「羽前金峰山の修験道」戸川安章編『山岳宗教史研究叢書 5』名著出版 一九七五 二二―二四五頁
- (74) 戸川安章「大寺」と修験者」前掲(25)に同、四〇〇―四〇二頁
- (75) 進藤重紀 前掲(57)に同、三一―八
- (76) 戸川安章「羽黒修験の登場」『修験道と民俗』岩崎美術社 一九七二 一五一

- 一七頁
- (77) 戸川安章校注『神道大系 神社編 出羽三山』神道大系編纂会 解題は二六頁、「年中行事」は三〇五―三二二頁
- (78) 新房とは、この年から初めて本社の堂番を勤めるようになった妻帯修験の中でも、太業という山伏の仲間入りの規式を一番はやくつとめた者のこと。以上は戸川 前掲(76)に同、八二頁
- (79) 戸川安章 前掲(76)に同、八七頁
- (80) 戸川安章校注 前掲(77)に同、解題は一四頁、「羽黒山縁起」は二一―四頁
- (81) 宝永七年(一七一〇)に木版刷本として刊行、戸川安章解説『三山雅集』東北出版企画 一九七四 六八頁、七二頁
- (82) 戸川安章 前掲(76)に同、八八頁
- (83) 政次浩「出羽三山信仰」前掲(12)に同、七八頁
- (84) 『秋田県史資料・古代中世編』一九六一
- (85) 山路興造 前掲(4)に同、一一―一八頁
- (86) 松本良一 前掲(71)に同、四七―四八頁、一三二―一六二頁
- (87) 進藤重記 前掲(63)に同、五―二三
- (88) 『阿久津延年』高島町教育委員会 一九九七 四―一〇頁
- (89) 神田より子「修験道の儀礼と芸能―延年を中心に―」『山岳修験』三二号 日本山岳修験学会 二〇〇三 一―二〇頁
- (90) 盛岡市教育委員会・盛岡市中央公民館編『盛岡藩家老席日記 雑書』第一九巻 東洋書院 二〇〇六 一三三―一三八頁
- (91) 山路興造「獅子の芸能」『町田市立博物館津録 第九八集 獅子頭く東日本を中心に』町田市立博物館 一九九六 八―一三頁
- (92) 小谷竜介「東北地方における熊野信仰と獅子頭」前掲(12)に同、一二―頁、一九―一九四頁
- (93) 司東真雄 前掲(16)に同、頁番号不掲載
- (94) 齊藤寿胤「民俗芸能の分類と分布」前掲(18)に同、九〇―九二頁
- (95) 松尾恒一「延年の芸能史的研究」岩田書院 一九九七 二四三―二六五頁、神田より子 前掲(89)に同、一―一九頁

(敬和学園大学国際文化学科、国立歴史民俗博物館共同研究員)
(二〇〇七年九月十四日受理、二〇〇八年二月二十八日審査終了)

Shugen Practitioners and the Gongen-mai in the Tohoku Region

KANDA Yoriko

This paper re-examines the relationship between the Gongen-mai and Shishi-mai (lion head dance), which are commonly believed to be linked to Yamabushi kagura and bangaku, and Shugen practitioners who are the main performers of these dances.

Starting in medieval times, Shugen practitioners performed many religious rituals in response to requests from local inhabitants in the Tohoku region. The practice by Shugen practitioners of reciting prayers while twirling a decorative lion's head in their own domains called "kasumiba" or "dannaba" became an important part of religious activities in certain areas in Aomori, Akita, Iwate and Yamagata Prefectures in the Namboku-cho period. Then in the Early Modern period when Shugen practitioners began to settle in a particular area, they performed dances in addition to twirling a lion's head with the objective of making religious activities better understood and accepted. One type of performance that spread among these areas was kagura performed primarily by Shugen practitioners in the area of Iwate Prefecture that had belonged to the former Nambu feudal domain. Yasuji Honda has termed this "yamabushi kagura," though considering the absence of a corresponding collective name in this area, his term has taken hold primarily out of convenience. However, performances given mainly by Shugen practitioners in Akita and Yamagata Prefectures went by the name "bangaku," which had been in use locally for a relatively long time. Although not covered in Honda's book, Noh dances performed in Shimokita Peninsula in Aomori Prefecture in the former Nambu feudal domain had been introduced by Shugen practitioners.

However the Shishi-mai played an important role in ritual and religious activity both for individual Shugen practitioners who carried on the tradition and performed the dance as well as for areas where Shugen villages were formed centered on a particular mountain. It was also important because, as was the case with other Buddhist temples, Shugen villages formed on a mountain followed a tradition of ennen performances, as well as other related performing arts also linked to bugaku and dengaku, which were held after services and on the occasion of the promotion or appointment of priests and high-ranking officials when distinguished guests were in attendance [1]. In other words, it is clear that we must take into consideration that there was a link between Shishi-mai and Yamabushi kagura and bangaku, as well as between Shishi-mai and ennen and bugaku. This also illustrates a widening of the sphere of involvement of Shugen practitioners. There is, therefore, a need to further examine rituals and performances involving Shugen practitioners on such occasions.

[1] Koichi Matsuo, "Historical Research of Ennen Performances", Iwata Shoin, 1997, pp. 243-265; Yoriko Kanda, 'Rituals and Performing Arts of Shugendo : Focusing on Ennen' "Sangaku Shugen" No. 31. Association for Study of Japanese Mountain Religion 2003, pp. 1-20